

1 防災関係機関等

1-1 防災関係機関の所在地・電話番号一覧

名 称	所 在 地	電話番号	
青森県庁	青森市長島一丁目 1-1	017-722-1111	
六戸町役場	六戸町大字犬落瀬字前谷地60	0176-55-3111	
十和田地域広域事務組合消防本部	十和田市西二番町 7-10	0176-25-4111	
六戸消防署	六戸町大字犬落瀬字下久保174-472	0176-55-2016	
六戸郵便局	六戸町大字犬落瀬字千刈田 2-15	0176-55-2500	
三沢郵便局	三沢市幸町三丁目 2-15	0176-53-2354	
十和田警察署	十和田市西六番町 1-41	0176-23-3195	
上北地域県民局県税部	十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111	
上北地域県民局地域健康福祉部	保健総室 (上十三保健所)	十和田市西二番町10-15	0176-23-4261
	福祉子ども総室	七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2145
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111	
上北地域県民局地域農林水産部	十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111	
上北地域県民局地域農林水産部(農村整備庁舎)	十和田市西二番町10-21	0176-23-5245	
上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所	十和田市西十二番町19-23	0176-23-6235	
上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 三沢分室	三沢市東岡三沢 1-1-7	0176-53-2498	
東北農政局青森県拠点	青森市長島一丁目 3-25	017-775-2151	
三八上北森林管理署	十和田市西二番町 1-27	0176-23-3551	
三沢公共職業安定所	三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178	
十和田労働基準監督署	十和田市西二番町14-12	0176-23-2780	
上北教育事務所	七戸町字蛇坂55-1	0176-62-2128	
三沢防衛事務所	三沢市平畑一丁目 1-31	0176-53-3116	

八戸圏域水道企業団	八戸市南白山台一丁目11-1	0178-70-7000
日本放送協会青森放送局八戸支局	八戸市大字堤町4-7	0178-43-9211
青森放送株式会社十和田支局	十和田市稲生町14-53	0176-23-6271
株式会社青森テレビ八戸支社	八戸市長苗代二日市10-3	0178-70-1177
青森朝日放送株式会社八戸支社	八戸市十三日町1	0178-47-2111
東奥日報社十和田支局	十和田市西二番町7-2	0176-23-2324
デーリー東北新聞社十和田総局六戸分局	六戸町大字犬落瀬字若宮4-1	0176-55-4273
東日本電信電話株式会社青森支店	青森市橋本2-1-6	017-774-9455
東日本電信電話株式会社青森支店 八戸営業所	八戸市柏崎4-7-24	0178-45-2341
東北電力株式会社十和田電力センター	十和田市西三番町7-1	0176-25-5001

2 関係条例等

2-1 六戸町防災会議条例 (昭和38年3月15日 条例第3号)

最終改正 平成30年9月14日 条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、六戸町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 六戸町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて六戸町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 青森県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 十和田地域広域事務組合消防本部消防長が指定する消防職員
 - (8) 八戸圏域水道企業団のうちから企業長が指定する者
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数の総数は、20人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、六戸町の職員、関係公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月11日条例第24号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月10日条例第26号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月14日条例第27号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

2-2 六戸町災害対策本部条例 (昭和40年3月22日 条例第6号)

最終改正 平成26年12月10日 条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、六戸町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月20日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月10日条例第25号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

3 災害救助法関係

3-1 災害救助法の適用基準

① 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次の(ア)、(イ)に該当するものであること。

(ア) 市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか(A・B・C・D)に該当する場合

A 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

(令第1条第1項第1号)

(令別表第1)

市 町 村 の 区 域 内 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第2に示す数以上であって当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第3に示す数以上であること。

(令第1条第1項第2号)

(令別表第2)

都 道 府 県 の 区 域 内 の 人 口		住 家 滅 失 世 帯 数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

(令別表第3)

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

(令第1条第1項第3号前段)

(令別表第4)

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

a 被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

このような例として次のようなものがある。

(a) 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

(b) 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

※ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。(基準省令第1条)

b 多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。(令第1条第1項第4号)

A 船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合

B 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

C 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

D 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

E 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

F 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。

a 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大

b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化

c 雪崩発生による人命及び住家被害の発生

この災害の事例としては、昭和38年1月及び昭和52年2月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪がある。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の11県にわたる109市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の3県にわたる36市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。

G 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

H 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

※1 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）

※2 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

エ 被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

② 災害救助法適用基準人口

市町村名	人口 (平成27年国勢調査)	全焼 全壊 流失	半焼 半壊	床上浸水	県の被害世帯数 1,500以上に達した場合
六戸町	10,937	40	80	120	20

ア 法適用基準

市町村の区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40世帯
15,000人以上	50世帯
30,000人以上	60世帯
50,000人以上	80世帯
100,000人以上	100世帯
300,000人以上	150世帯

イ 法外援護適用基準

市町村の区域内の人口	滅失世帯
2万人未満	20世帯
2万人以上 5万人未満	30世帯
5万人以上 10万人未満	40世帯
10万人以上	50世帯

ウ 滅失世帯算定基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	$\frac{1}{2}$ 世帯
床上浸水	$\frac{1}{3}$ 世帯

③ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めるときは、災害救助法第4条第1項及び第2項に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

3-2 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和53年8月17日改正）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人	口	被災世帯数
2万人未満		20世帯以上
2万人以上	5万人未満	30世帯以上
5万人以上	10万人未満	40世帯以上
10万人以上		50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40号）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

3-3 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」 早見表

(平成30年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）・冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 211,300円以内 小人（12歳未満） 168,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検 査 救護班以外は慣 案 行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加 算
全 壊 全 焼 流 失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500

4 災害危険箇所

4-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(平成30年4月1日現在)

1 自然斜面

(1) ランク I

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位 置		傾斜 度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共 施設
			大 字	小 字						
①	818	前田1号	上吉田	前 田	60	120	10	3		町道
②	819	入口1号	上吉田	入 口	50	150	10	3	公民館	県道

(2) ランク II

箇所 番号	箇所名	位 置		傾斜 度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設
		大 字	小 字						
651	木越1号	犬落瀬	木 越	45	100	12	1		
652	木越2号	犬落瀬	木 越	35	100	10	2		
653	木越3号	犬落瀬	木 越	40	80	19	2		
654	柴山2号	犬落瀬	柴 山	46	180	7	2		
655	前田3号	上吉田	前 田	35	125	11	3		
656	米沢1号	下吉田	米 沢	35	100	6	2		
657	米沢2号	下吉田	米 沢	35	20	5	1		
658	入口2号	上吉田	入 口	38	40	6	2		

(3) ランク III

箇所 番号	箇所名	位 置		傾斜 度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設
		大 字	小 字						
328	中屋敷	犬落瀬	中屋敷	32	610	15	0		
329	内金谷2号	犬落瀬	内金谷	30	190	15	0		
330	内金谷3号	犬落瀬	内金谷	31	160	16	0		
331	内金谷4号	犬落瀬	内金谷	30	150	12	0		
332	柳沢1号	犬落瀬	柳 沢	30	150	12	0		
333	柳沢2号	犬落瀬	柳 沢	32	200	9	0		
334	柳沢3号	犬落瀬	柳 沢	30	100	12	0		
335	柳沢4号	犬落瀬	柳 沢	32	170	15	0		
336	沖山1号	折 茂	沖 山	30	100	9	0		

337	沖山2号	折茂	沖山	30	130	12	0		
338	沖山3号	折茂	沖山	32	120	9	0		
339	高館	犬落瀬	高館	30	250	8	0		
340	長谷3号	上吉田	長谷	30	300	15	0		
341	米沢5号	下吉田	米沢	32	200	9	0		
342	入口4号	上吉田	入口	30	120	9	0		
343	入口5号	上吉田	入口	30	210	12	0		

2 人工斜面

(1) ランクⅠ

地図 番号	箇所 番号	箇所名	位置		傾斜度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共 施設
			大字	小字						
①	128	内金矢1号	犬落瀬	内金矢	58	30	9.5	1	農排処理場	
②	129	柴山1号	犬落瀬	柴山	52	100	8	4	J Aおいらせ倉庫	町道
③	130	前田2号	上吉田	前田	53	210	29	5		県道・町道

(2) ランクⅡ

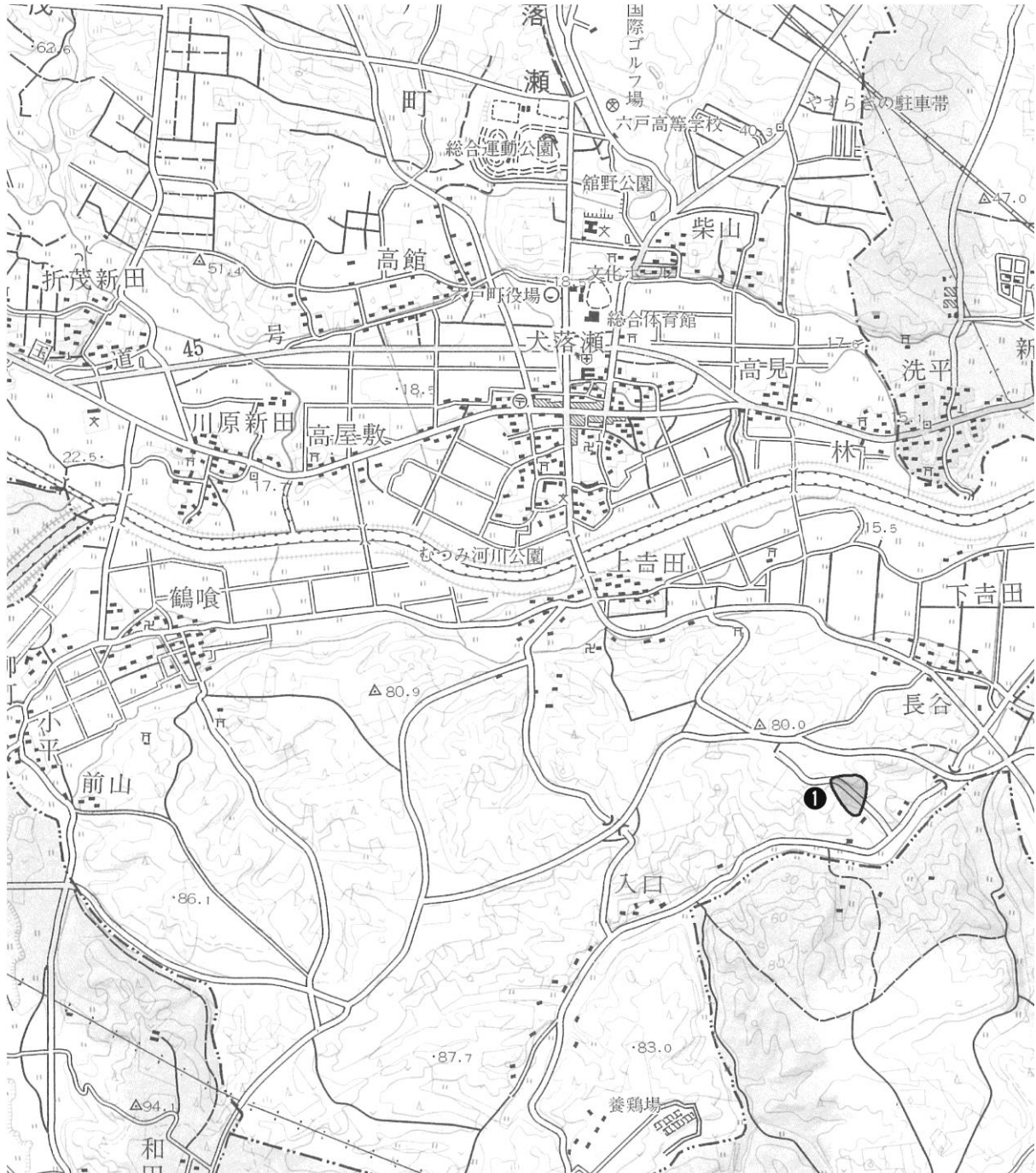
箇所 番号	箇所名	位置		傾斜度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設
		大字	小字						
113	前田4号	上吉田	前田	52	42	15	1		
114	前田5号	上吉田	前田	58	130	18	3		私道
115	長谷1号	上吉田	長谷	58	120	17	2		
116	長谷2号	上吉田	長谷	64	65	9	1		
117	米沢3号	下吉田	米沢	46	80	6	1		
118	米沢4号	下吉田	米沢	62	38	6	1		
119	入口3号	上吉田	入口	52	100	5	2		

(3) ランクⅢ

箇所 番号	箇所名	位置		傾斜度 (°)	延長 (m)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設
		大字	小字						
15	前田6号	上吉田	前田	30	130	12	0		
16	入口6号	上吉田	入口	31	250	9	0		
17	入口7号	上吉田	入口	30	150	9	0		

4-2 土石流危険溪流

(平成25年4月1日現在)



(1) ランク I

地図 番号	溪流 番号	溪流名			位置		保全対象	
		水系名	河川名	溪流名	大字	小字	人家 戸数 (戸)	公共的建物
①	405-I-1	奥入瀬川	奥入瀬川	中堤沢	上吉田	長谷	3	公民館1

(2) ランクⅢ

溪流番号	溪流名			位置		保全対象		
	水系名	河川名	溪流名	大字	小字	人家戸数(戸)	公共の建物	公共施設
405-Ⅲ-1	奥入瀬川	奥入瀬川	米沢	下吉田	米沢	0		
405-Ⅲ-2	奥入瀬川	奥入瀬川	赤口	下吉田	赤石	0		
405-Ⅲ-3	奥入瀬川	奥入瀬川	入口	上吉田	入口	0		
405-Ⅲ-4	奥入瀬川	奥入瀬川	前田西	上吉田	入口	0		
405-Ⅲ-5	奥入瀬川	奥入瀬川	前田東	上吉田	入口	0		
405-Ⅲ-6	奥入瀬川	奥入瀬川	中堤西	上吉田	長谷	0		
405-Ⅲ-7	奥入瀬川	奥入瀬川	上吉田	上吉田	前田	0		
405-Ⅲ-8	奥入瀬川	奥入瀬川	坂ノ下東	上吉田	上吉田	0		
405-Ⅲ-9	奥入瀬川	奥入瀬川	坂ノ下西	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-10	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東1号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-11	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東2号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-12	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東3号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-13	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東4号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-14	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東5号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-15	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東6号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-16	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山東7号	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-17	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西1	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-18	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西2	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-19	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西3	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-20	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西4	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-21	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西5	鶴喰	鶴喰	0		
405-Ⅲ-22	奥入瀬川	奥入瀬川	日向山西6	鶴喰	日向山	0		
405-Ⅲ-23	奥入瀬川	後藤川	前平北	小平	前山	0		
405-Ⅲ-24	奥入瀬川	後藤川	前平南	小平	前山	0		

4-3 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区

(平成30年4月1日現在)

1 山腹崩壊危険地 (民有林)

地図 番号	危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
			大 字	字	人 家 (戸)	公 共 施 設 (道路除く)	道 路
①	405	S0001	上吉田	前田	20		県 道
②	405	S0002	鶴 喰	日向山			県 道
③	405	S0003	小 平	前山			町 道
④	405	S0004	犬落瀬	木越	1		

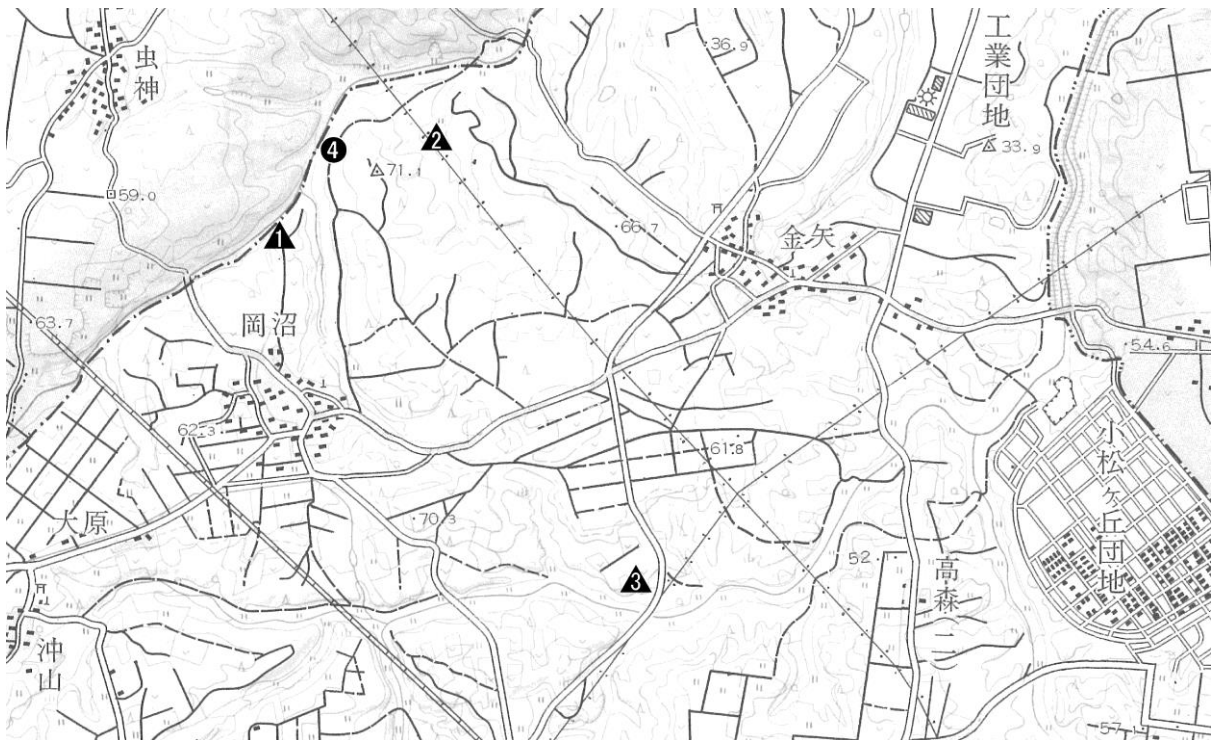
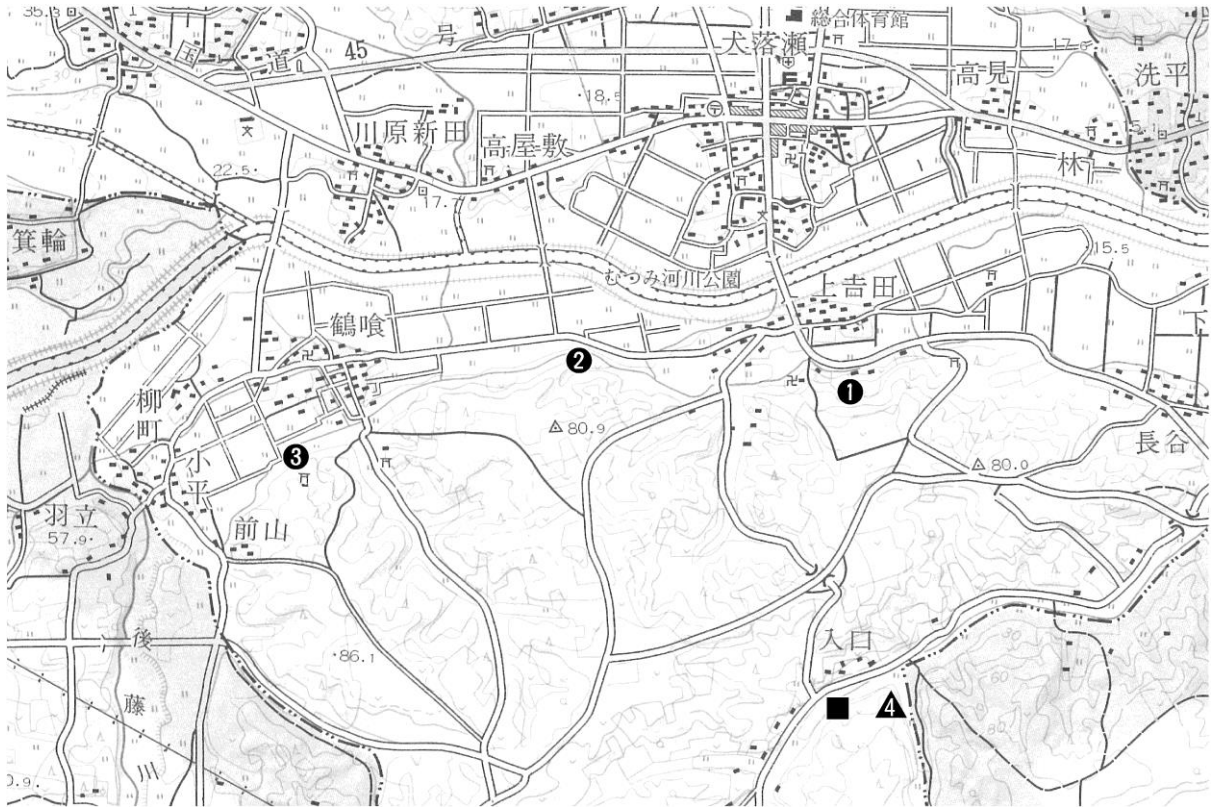
2 崩壊土砂流出危険地 (民有林)

地図 凡例	危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等		
			大 字	字	人 家 (戸)	公 共 施 設 (道路除く)	道 路
■	405	H0001	上吉田	入口	8		町 道

3 小規模山地崩壊危険地

地図 凡例	危険地区番号		位 置		公 共 施 設 等			その他
			大 字	字	人 家			
▲1	405	小0001	犬落瀬	木越				田
▲2	405	小0002	犬落瀬	上淋代				田
▲3	405	小0003	犬落瀬	四木				田
▲4	405	小0004	上吉田	入口				田 農業用水路

山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区位置図



4-4 雪崩危険箇所

(平成30年4月1日現在)



(県土整備部所管)

(1) ランク I

箇所番号	危険箇所名	位置		公共施設
		大字	小字	
682	前田1号	上吉田	前田	県道

(2) ランク II

箇所番号	危険箇所名	位置		公共施設
		大字	小字	
374	前田2号	上吉田	前田	

375	前田 3号	上吉田	前田	私道
376	長谷 1号	上吉田	長谷	私道

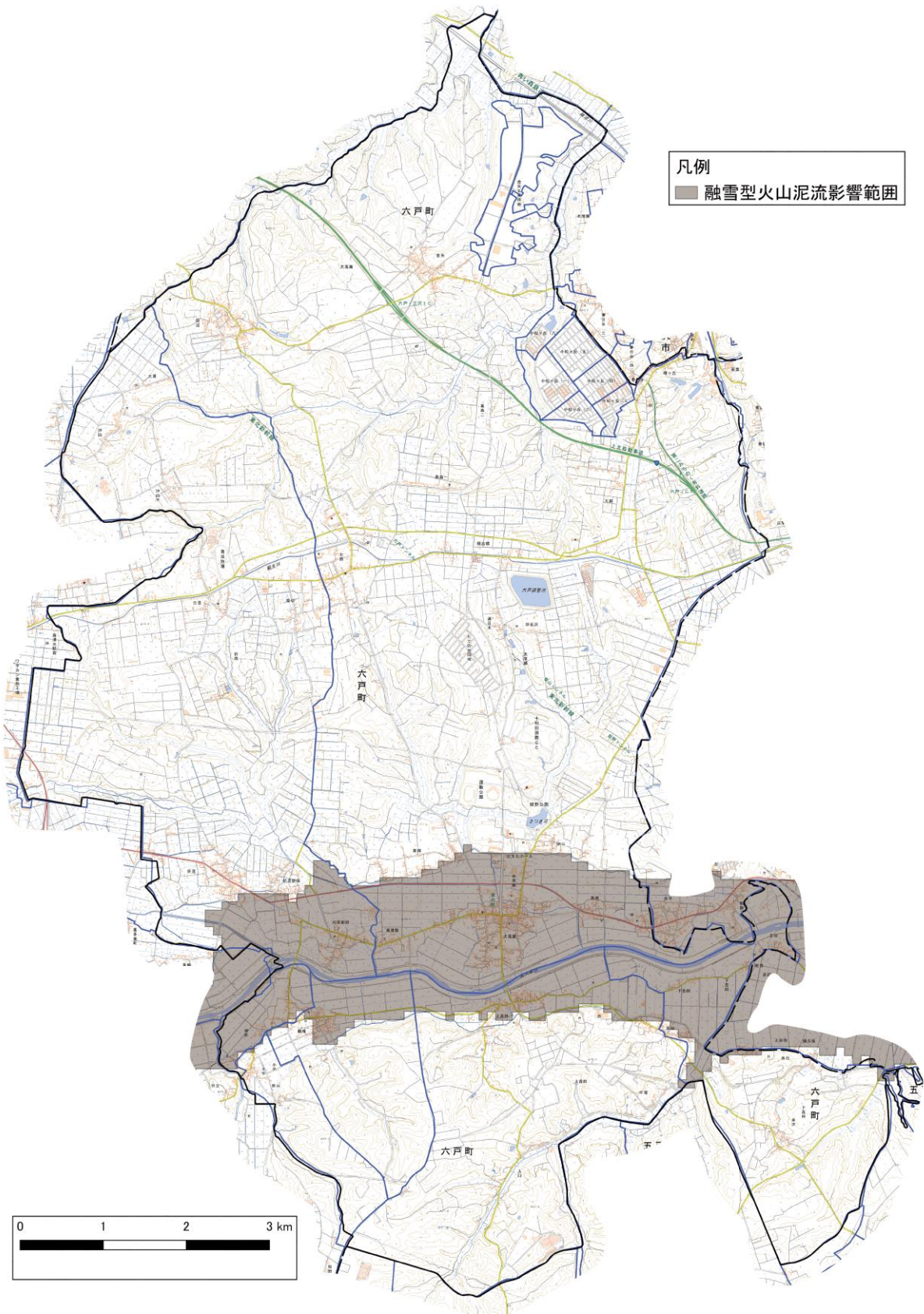
(3) ランクⅢ

箇所番号	危険箇所名	位 置		公共施設
		大字	小字	
259	中屋敷	犬落瀬	中屋敷	町道
260	内金矢 1号	犬落瀬	内金矢	
261	内金矢 2号	犬落瀬	内金矢	
262	内金矢 3号	犬落瀬	内金矢	
263	柳沢 1号	犬落瀬	柳沢	
264	柳沢 2号	犬落瀬	柳沢	
265	柳沢 3号	犬落瀬	柳沢	
266	柳沢 4号	犬落瀬	柳沢	
267	柳沢 5号	犬落瀬	柳沢	
268	沖山	折茂	沖山	
269	長谷 2号	上吉田	長谷	
270	長谷 3号	上吉田	長谷	町道
271	前田 4号	上吉田	前田	
272	米沢	下吉田	米沢	県道
273	入口	上吉田	入口	県道

(林政課所管)

地図 番号	危険箇所番号	位 置		公 共 施 設 等		
		大 字	小 字	人家(戸)	公共施設 (道路除く)	道路
①	405 な 0001	上吉田	上吉田	15		県道

4-5 十和田火山噴火災害想定影響範囲



4-6 農業用ため池

(平成30年4月現在)

地図 番号	ため池名称	位 置		貯水量 (千m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	かんがい 面積(ha)
		大 字	小 字				
①	第二金矢溜池	犬落瀬	内山	16.0	8.0	57.0	3.0
②	第三金矢溜池	犬落瀬	金沢	20.0	4.0	62.0	9.0
③	第五金矢溜池	犬落瀬	中屋敷	2.0	2.0	73.0	2.0
④	権現沢溜池	犬落瀬	権現崎	6.0	4.0	31.0	0.1
⑤	第二冲山溜池	折茂	冲山	3.0	3.0	16.0	2.0
⑥	第二高森溜池	犬落瀬	根古橋	2.0	4.0	27.0	1.0
⑦	第三堀切沢溜池	犬落瀬	堀切沢	0.8	1.5	14.0	0.6
⑧	第一坪毛沢溜池	犬落瀬	坪毛沢	1.0	2.0	24.0	0.3
⑨	高館溜池	犬落瀬	高館	2.0	2.0	33.0	3.0
⑩	第一米沢溜池	下吉田	米沢	3.0	3.0	51.0	3.0
⑪	第三米沢溜池	下吉田	米沢	11.7	3.9	61.0	8.0
⑫	第一金矢溜池	犬落瀬	内山	1.0	2.0	19.0	2.5
⑬	第四金矢溜池	犬落瀬	中屋敷	1.5	3.0	80.0	1.0
⑭	第一堀切沢溜池	犬落瀬	堀切沢	3.0	3.0	41.0	2.0
⑮	館野溜池	犬落瀬	館野	69.0	2.8	117.0	24.0
⑯	第二米沢溜池	下吉田	米沢	16.2	3.4	65.0	20.0
⑰	六戸調整池	犬落瀬	通目木	550	7.2	1,531.0	14.8

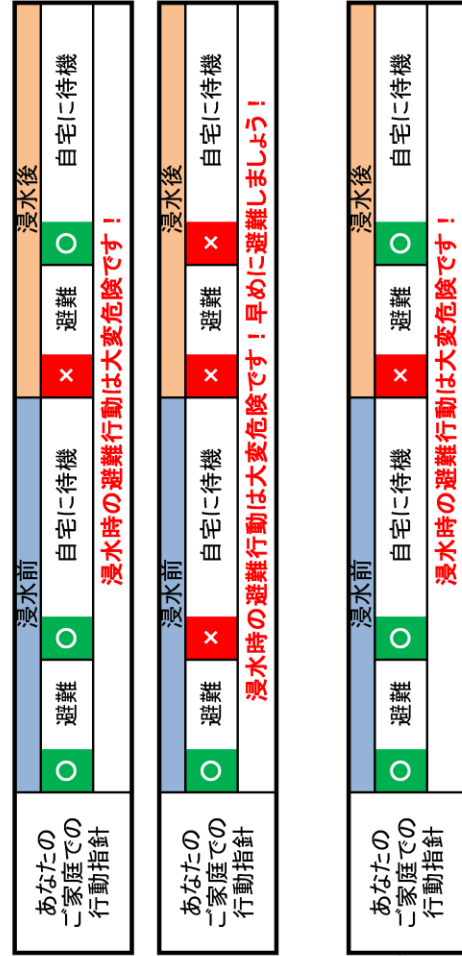
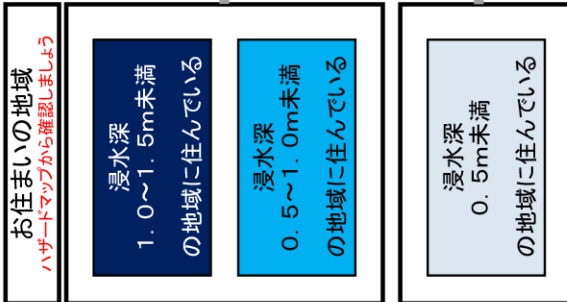
(県農林水産部農村整備課)

農業用ため池位置図



六戸町 ため池(館野溜池)ハザードマップ 避難行動指針

こちらの「六戸町 ため池(館野溜池)ハザードマップ 避難行動指針」は、平成30年1月配布の「六戸町 ため池ハザードマップ」をもとに作成された、災害時の避難行動指針です。万が一の事態に備え、裏面のハザードマップから自宅の浸水深を確認し、下記のフローチャートから避難行動を確認しましょう。
※下記の事項はあくまでも目安となりますので、災害時は避難情報や避難所の開設状況などの情報収集に努め、適切な避難行動を行ってください。



○浸水深イメージ図

浸水深	浸水深の目安	避難行動指針
3.0m以上	2階の床以上の浸水	2階へ避難しても危険です 必ず浸水が始まる前に避難しましょう
2.5~3.0m未満	2階の床下までの浸水	避難が遅れたら2階へ避難しましょう 避難が遅れた場合は、建物の2階へ避難しましょう 1階建の場合は、浸水前に早めに避難しましょう
2.0~2.5m未満	1階の軒下までの浸水	
1.5~2.0m未満	大人の身長を超える程度	
1.0~1.5m未満	大人の肩までつかかる程度	
0.5~1.0m未満	大人の腰までつかかる程度	
0.5m未満	大人の膝までつかかる程度	



5 相互応援協定等

5-1 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整)

第2条 市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第4条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。

2 県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

(応援要請事項)

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 避難者の受入れ
- (7) 前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に

対して応援の実施を依頼するものとする。

3 前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

(自主応援)

第5条 各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第2項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 前2条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。

(1) 応援を実施した市町村が負担する経費

イ 機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費

(2) 被災市町村が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村は、前項第2号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第7条 本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

(平時の取り組み)

第8条 県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 災害時に必要な物資の備蓄

(2) 定期的な訓練の実施

(3) その他必要と認める事項

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 平成18年9月29日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書41通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各1通を所持する。

5-2 青森県消防相互応援協定書 (平成5年2月25日)

改正 平成8年1月17日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、青森県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機、船舶又は列車等集団救急・救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急・救助業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(地区の区分並びに代表消防機関及び地区幹事消防本部)

第3条 青森県内を次に掲げる地区に区分する。

- (1) 東青地区
青森市、東津軽郡（平内町を除く）の各町村
- (2) 中弘南黒地区
弘前市、黒石市、中津軽郡及び南津軽郡の各町村
- (3) 西北五地区
五所川原市、西津軽郡及び北津軽郡の各町村
- (4) 上十三地区
十和田市、三沢市、平内町、上北郡（おいらせ町を除く）の各町村
- (5) 下北地区
むつ市、下北郡の各町村
- (6) 三八地区
八戸市、おいらせ町、三戸郡の各町村

2 この協定による相互応援協定を円滑に実施するため、代表消防機関、副代表消防機関を、また、前項に掲げる地区にそれぞれ地区幹事消防機関を設置するものとする。

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援出場が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援の実施)

第5条 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から、

他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し行うものとする。

2 前項の要請については、地区幹事消防機関を通じて行うものとする。

3 応援の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員及び担当責任者
- (5) その他

4 市町村等は、大規模災害等が発生したことが明らかな場合で、被災市町村等と連絡の取れないとき又は要請を待ついとまがないと認めたときは、第1項の要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

5 前項の規定により、応援を行おうとする市町村等は、属する地区の地区幹事消防機関と必要な応援の種類等について十分連絡調整を行うものとする。

（応援消防隊の派遣）

第6条 応援要請を受けた市町村等の長は、ただちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市町村及び組合の災害若しくは止むを得ない事情がある場合又は法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

（応援隊の指揮）

第7条 応援出場した消防隊は、要請側消防機関の長の指揮のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

(1) 応援側が負担する経費

- ア 応援消防隊の消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 応援消防隊員の手当て等に関する経費
- ウ 応援消防隊員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金（ただし、災害地において行った救急治療の経費は除く）
- エ 応援消防隊員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費
- オ 応援消防隊が、災害地への出場又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費

前号に定める経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（情報提供等）

第9条 市町村長等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資機材等を相互に通報するものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書80通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、平成8年1月17日から施行する。

記名・押印〔略〕

5-3 青森県消防相互応援協定覚書

一部改正 平成8年1月17日

平成5年2月25日付けで締結した青森県消防相互応援協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定に基づき、この覚書を定める。

第1条 協定書第3条第2項に規定する代表消防機関、副代表消防機関及び地区幹事消防機関は、別表に定める消防本部として、その任務は次のとおりとする。

(1) 代表消防機関の任務

- ① 県との連絡調整及び情報交換に関すること
- ② 地区幹事消防機関との連絡調整に関すること
- ③ その他必要な事項

(2) 副代表消防機関の任務

- ① 代表消防機関の管内で大規模災害等が発生した場合の、代表消防機関の任務の代行に関すること
- ② その他必要な事項

(3) 地区幹事消防機関の任務

- ① 地域内の消防機関との連絡調整に関すること
- ② 災害に関する情報収集及び資料提供
- ③ 要請側消防機関との応援要請に関する協議
- ④ 応援側消防機関との応援隊派遣に関する協議
- ⑤ 県及び代表消防機関との連絡調整に関すること
- ⑥ その他必要な事項

第2条 協定書第5条第1項の規定に基づく応援要請は、別図に示す要請の順序に従い行うものとする。

第3条 応援の始期は、応援隊が常備配置場所から出動した時点とする。ただし、応援隊が常備配置場所の外にある場合は、応援出動命令を受けて出動した時点とする。

2 応援の終期は、応援隊が常備配置場所に帰着した時点とする。ただし、応援に関する目的を終了したのち他の用務のため行動する場合は、その目的の行動を開始した時点とする。

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この覚書を証するため本書16通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成5年4月1日から施行する。

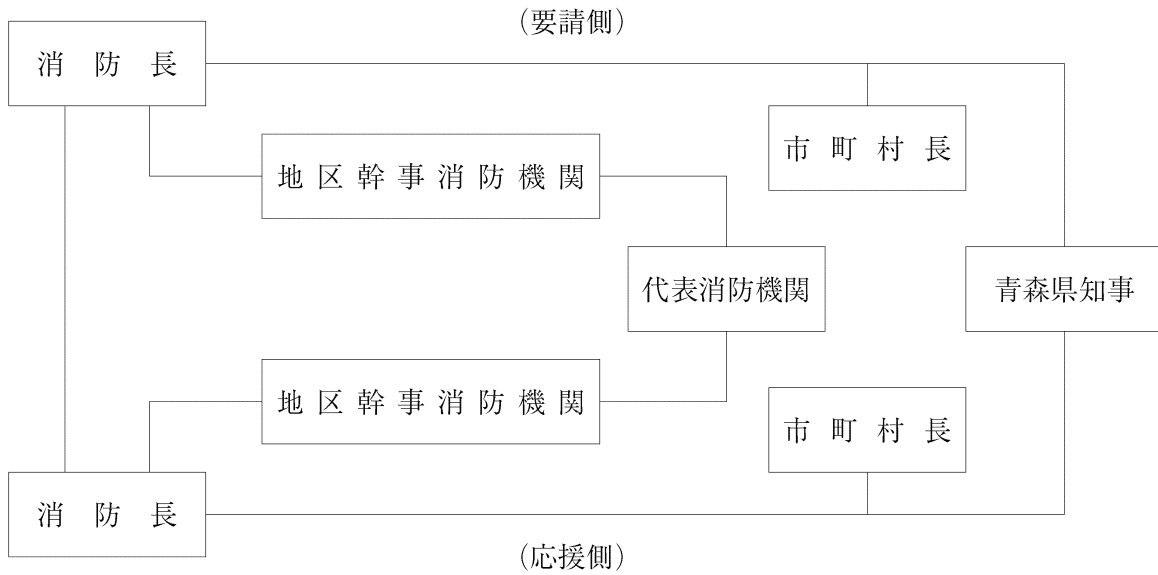
平成5年2月25日

記名押印〔略〕

別表

区 分		消 防 本 部 名
代表消防機関		青森地域広域消防事務組合消防本部
副代表消防機関		弘前地区消防事務組合消防本部
		八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部
地区幹事消防機関	東青地区	青森地域広域消防事務組合消防本部
	中弘南黒地区	弘前地区消防事務組合消防本部
	西北五地区	五所川原地区消防事務組合消防本部
	上十三地区	十和田地区消防事務組合消防本部
	下北地区	下北地域広域行政事務組合消防本部
	三八地区	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

別図



5-4 青森県水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県環境保健部生活衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出勤人員、機械器具の

数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この規定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

5-5 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定

三沢飛行場周辺の関係機関等は、三沢飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、三沢防衛施設事務所に通知するものとする。

2 三沢防衛施設事務所長は、前項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿(別紙様式)を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。

3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

(航空事故発生時の通報)

第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛施設事務所の連絡責任者に、自衛隊機の航空事故にあつては、航空自衛隊三沢基地(以下「自衛隊」という。)の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部(海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。)及び消防本部の連絡責任者に通報するものとする。

2 三沢防衛施設事務所、自衛隊又は東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。

3 通報は、次の事項について行うものとする。

- (1) 航空事故の内容(墜落、不時着、器物落下等の別)
- (2) 事故発生時間、位置等
- (3) 航空機の型式、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無等
- (4) その他必要事項

4 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。

- (1) 災害発生場所、周辺の状況等
- (2) 人身及び財産の被害状況
- (3) 被害者の救急救助措置の有無等
- (4) その他必要事項

(現場連絡所の設置)

第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、米軍機の航空事故

にあつては防衛施設局が、自衛隊機の航空事故にあつては自衛隊が、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保することに協力するものとする。

3 関係機関等は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があつた場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救急救助)

第4条 消防本部が被害者の救急救助を行う場合において、当該本部から要請があつたときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(消防等)

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があつたときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(現場の管理)

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

(事故機乗員の捜索及び救助)

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があつたときは、関係機関等は、これに協力するものとする。

(仮住居の提供等)

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居（生活必需品を含む。）を必要とする場合は、防衛施設局が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

2 自衛隊機の航空事故による場合は、自衛隊がこれに当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

(調査の協力)

第9条 防衛施設局又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立入り等に協力するものとする。

(米軍機事故の通報及び米軍の緊急活動)

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意（別紙）によるものとする。

(細部協定の締結)

第11条 関係機関等が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨防衛施設局に通知し、防衛施設局は、関係機関等に通知するものとする。

(協定の改正)

第12条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関等の協議によりいつでも改正

することができる。

附 則

- 1 この協定は、平成3年10月25日から実施する。
- 2 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定（昭和59年2月24日実施）は、廃止する。
- 3 この協定は、協定当事者が、それぞれ各1通を保有する。

平成3年10月25日

5-6 米軍航空機事故に係る連絡調整体制及び緊急救助体制に関する在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意事項

1 連絡調整体制に関する合意事項…昭和55年5月29日

事故分科委員会米側議長と防衛施設庁次長との間で相互情報交換体制につき次のとおり合意する。

関係基地、防衛施設局、警察及び消防署の間における基地外米軍機墜落事故に関する緊急情報交換を可能とするため現地米軍は、下記情報を定型的に提供する。

- (1) 乗員数を含め航空機の種類
- (2) 事故発生場所
- (3) 搭載燃料の量の概数（判明している場合）
- (4) 救難及び消火活動を阻害する積載危険物又は兵器類の数量及び種類に関する情報
- (5) 判明次第被害者の数・国籍及び状況
- (6) 所要措置の進行に応じ、救難及び復旧活動を効果的にするために必須となるその他の緊急情報

2 緊急救助体制に関する合意事項…昭和55年6月3日

被害者の緊急救助体制等につき、次のとおり合意する。

- (1) 基地外における米軍機事故の被害者に対する救出、救急手当、救急搬送、消防等の緊急活動について、米軍としては、まえもってその細部まで決めておくことは出来ないが、状況に応じその能力の範囲内でこれら緊急活動に参加する。
- (2) 自衛隊機及び日本の民間機における緊急活動は、日本側の責任事項であるが、米軍としては要請があった場合事故の状況と重大性に応じ人道的立場による緊急活動を行う考えである。又、米軍基地内に於て発生した場合は、基地外に於ける場合に比べ、より多くの援助が可能である。

5-7 航空事故発生時の連絡責任者名簿

※個人情報が含まれるため、掲載いたしません。

5-8 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定書

六戸町（以下「甲」と称す）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」と称す）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 災害救援ベンダーとは、災害停電時において飲料供給ができる自販機をいう。

（目的）

第2条 この協定は、災害時の災害救援ベンダー使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害救援ベンダーの使用）

第3条 次の場合、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

町内に震度5以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害警戒本部または災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合。

2 飲料製品の提供は、災害警戒本部または災害対策本部設置時点での災害救援ベンダー機内在庫のみとし、無償提供とする。

3 災害救援専用キーは乙より甲へ2ヶ貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

（管理）

第4条 災害救援ベンダーの管理は、甲と乙が締結した「自動販売機フルサービス協定書」に基づき、乙が行う。

（期間）

第5条 協定の期限は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日までに甲、乙両者のうち何れかが文書をもって意思表示した場合のほかは、引き続き同一条件をもって更に1年間この協定を継続するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年11月13日

記名押印〔略〕

5-9 大規模災害時における施設利用に関する協定

六戸町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社十和田電力センター（以下「乙」という。）とは、甲の所有する施設の利用に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、青森県内において大規模災害等（地震、台風暴風雪などをいう。以下同じ。）が発生した場合、乙が甲の所有する施設を緊急的に利用し、もって電力施設の円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し、本協定で利用の取扱いを定める施設（以下「対象施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

（利用の申出）

第3条 大規模災害等により、乙の電力施設に大規模な被害が発生し、乙から甲に対して対象施設の利用の申出があった場合は、甲は特別の事情がある場合を除き、これを承諾するものとする。

（申出の手続）

第4条 前条の規定による申出は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって申し出ることができるものとし、事後に書面を提出するものとする。

2 前項の書面は、対象施設利用申出書（別記様式）とする。

（用途の指定）

第5条 乙は、対象施設を大規模災害における電力施設の復旧のため、乙の関係機関の車両等の集合・待機場所、復旧資機材の受払い場所、現地対策本部の設置場所及び関係者の宿泊場所等の用に供するものとする。

（費用負担）

第6条 対象施設の利用料は、無料とする。ただし、乙が対象施設の利用に関連して水道、電気等の諸設備を使用したときは、乙はその実費相当額を甲に支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、対象施設の利用に当たり、乙の故意又は過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、乙が一切これを賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責によらない場合は、この限りでない。

（原状回復）

第8条 乙は、対象施設の利用が終了したときは、その旨を甲に連絡するとともに、対象施設を原状に回復するものとする。

（連絡責任者）

第9条 本協定に関する連絡責任者は、別表第2のとおりとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年7月14日

記名押印〔略〕

別表第1 (第2条関係)
対象施設

施設名	所在地	電話番号	利用対象施設
六戸町総合運動公園	六戸町大字犬落瀬字 下久保174-1	0176-55-3988 (六戸町総合体育館)	駐車場

別表第2 (第9条関係)
連絡責任者

区分	連絡責任者	電話番号等
甲	六戸町総務課長	0176-55-3111 (代表) 0176-55-4582 (直通) FAX 0176-55-3112
乙	東北電力株式会社十和田電力センター お客様サービス課長	0176-25-5001 (直通) FAX 0176-24-3760

5-10 覚書

六戸町 (以下、「甲」という) とダイドードリンコ株式会社 (以下、「乙」という) は乙飲料商品提供に関して下記の通り覚書を取り交わす。

記

- 第1条** 乙が甲へ提供する乙飲料商品を甲が備蓄することにより、災害等の非常時における救済物資として災害被害者へ無償供給し社会に貢献することを目的とする。
- 第2条** 乙は甲に対し災害時の備蓄品とすることを目的として一回につき720本、その後提供した商品の賞味期限6ヶ月前を目安に720本の提供を行うものとする。また、提供する商品についてはPミウ480またはそれに代わるものとする。
- 第3条** 乙から甲へ提供商品を納品する日程については、甲・乙協議のうえ確定し、乙は甲の指定する場所へ提供商品を納入する。
なお、提供商品納入の際、乙は甲に対し乙所定の納入伝票を発行し、甲は乙に対し、乙所定の受取証明書に受領印を押印するものとする。
- 第4条** 甲はその責務において、備蓄期間の提供商品の維持管理に努めなければならない。なお、甲は提供商品を他に転売してはならない。
- 第5条** 本覚書の期間は、下記締結日より1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも何等かの申し出のない場合は、さらに1年間自動的に更新されるものとする。但し、甲指定設置場所から乙マーク自動販売機を総べて撤去した場合は、本覚書の期間は自動的に終了する。
- 第6条** 本覚書に定めなき事項が発生した場合は、甲・乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。
- 第7条** 本覚書の締結に伴い、平成19年11月13日に甲・乙間で締結された覚書については、その効力を失うものとする。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成23年2月22日
記名押印〔略〕

5-11 災害復旧時の協力に関する協定書

六戸町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに六戸町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施

設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月27日

記名押印〔略〕

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：六戸町

総務課

電話 0176-55-3111

乙：東日本電信電話株式会社 青森支店

正 設備部 設備担当課長

電話 017-774-9940

副 設備運営部門 設備運営・災害対策担当課長

電話 017-774-9550

5-12 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、六戸町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 六戸町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 六戸町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年2月15日

記名押印〔略〕

5-13 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定書

六戸町（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社八戸支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに六戸町地域防災計画に基づく災害復旧時における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という。）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓日となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下ドコモグループ）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙を含むドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙を含むドコモグループが、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙を含むドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月15日

記名押印〔略〕

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：六戸町

総務課 課長

電話 0176-55-3111

乙：株式会社NTTドコモ東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 八戸支店法人営業担当

電話 0178-27-3989

5-14 災害発生時における福祉避難所の設置に関する協定書

六戸町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、六戸町内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の設置等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は別表のとおりとする。

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者があると認めるときは、乙に対し、当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするに当たり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れに当たり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するよう努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により別表に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受入期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れ要援護者及びその介護者に対し、必要な食料、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて負担をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
（秘密の保持）

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。
（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。
（甲の解除権）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
(1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は乙がこの協定を誠実に履行することができないと認められるとき。
(2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。
（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間の1ヶ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。
（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の設立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月3日

記名押印〔略〕

別表〔略〕

別記〔略〕

5-15 災害時における応急対策業務に関する協定書

六戸町（以下「甲」という。）と六戸町防災協議会（以下「乙」という。）とは、六戸町内で地震、津波、風水害及び予期できない災害（以下「災害」という。）が発生した場合又はそのおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共施設等の機能の確保及び回復並びに六戸町内の被害の拡大防止のために、乙の協力を得て、災害応急対策業務（以下「業務」という。）を円滑に実施することを目的とする。

（連帯責任者等及び資機材の報告）

第2条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行なわれるよう、予め甲に次の事項を書面により報告するものとする。

- (1) 連絡責任者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) 災害対策用資機材等の備蓄及び保有状況（様式第3号）
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

（対象業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害物除去作業
- (2) 雨水排水作業
- (3) 応急復旧作業
- (4) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（支援の要請）

第4条 甲は、災害が発生した場合において、業務を実施する必要があると認められたときは、乙に対して、前条に定める業務を「六戸町災害時応急対策業務要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、要請書による要請が困難なときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲から、前条の規定により業務の支援要請があったときは、特別な理由がない限り、乙の有する災害対策用資機材等及び労力をもって業務の支援を行なうものとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、諸活動中に知り得た災害による被害情報について、積極的に甲に提供するものとする。

（業務完了報告）

第7条 乙は、前条の規定に基づき業務を行なった場合は、甲に対して「六戸町災害時応急対策業務報告書」（様式第2号。以下「報告書」という。）により次の事項について報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難なときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 業務に従事した人員数、災害対策用資機材等の種類、台数等の内訳
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 業務期間
- (4) その他必要事項
(経費の負担)

第8条 業務に要した費用は、甲が負担する。

- 2 経費の算出方法については、前条により乙から提出された報告書をもとに災害発生時における甲の積算基準に基づき、甲乙協議により決定するものとする。
(費用の請求)

第9条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を前条の規定に基づき甲に請求するものとする。
(費用の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、その内容を精査し、速やかに支払うものとする。
(損害の負担)

第11条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に期さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または災害対策用資機材等に損害が生じたときの費用の負担については、甲、乙協議して定めるものとする。
(災害補償)

第12条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は、死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行なうものとする。
(協定の効力)

第13条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙が協定を延長しない旨の意思表示を行なわない場合、さらに1年間継続するものとし、以降この例による。
(その他)

第14条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名の上、各自1通を保有する。

平成26年12月10日

記名押印〔略〕

様式〔略〕

5-16 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

六戸町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲・乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲・乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲・乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲・乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲・乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲・乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲・乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲・乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を

問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年3月21日

記名押印〔略〕

別紙〔略〕

5-17 六戸町と六戸郵便局及び三沢郵便局との包括連携に関する協定書

六戸町（以下「甲」という。）と六戸郵便局及び三沢郵便局（以下「乙」という。）は、地域の安心・安全な暮らしと「生きがいと活力のあるまちづくり」を推進するため、相互の連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について包括的に連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて、社会福祉の充実、地域活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力し連携する。ただし、乙が業務上知り得た個人のプライバシー等の情報は、協力の範囲に含まれないものとする。

- (1) 災害発生時の協力に関する事。 ※別記1
- (2) 高齢者等の見守り活動に関する事。 ※別記2
- (3) 道路の損傷等の情報提供に関する事。 ※別記3
報告様式：別紙「道路損傷状況等連絡票」
- (4) 不法投棄の情報提供に関する事。 ※別記4
報告様式：別紙「不法投棄等発見報告書」
- (5) 子どもの健全育成に関する事。 ※別記5
- (6) 地域の安全・安心に関する事。 ※別記6
報告様式：別紙「地域見守り報告書」
- (7) 観光・文化、産業振興に関する事。 ※その都度
- (8) その地、地域活性化・住民サービスの向上に関する事。 ※その都度

（協力の内容）

第3条 前条に掲げる1号から6号の協力事項に関する具体的な実施内容については、別記1から6のとおりとする。なお、7号と8号については、その都度必要に応じて、甲の担当課等と乙が協議の上、協力方法、費用負担等について定めるものとする。

2 協力事項を実施するため、協定書等が必要な場合は、個別に締結することができる。

（連絡会議の設置）

第4条 甲は必要に応じ本協定を実施するため、連絡会議を設置することができる。

（甲の役割）

第5条 甲は、住民に対し、本協定の趣旨を周知するとともに、本協定の趣旨に沿う乙と住民との連携に当たっては、助言等必要な支援を行なうものとする。

（乙の役割）

第6条 乙は、郵便局社員（以下「社員」という。）に対して、本協定の趣旨を周知するととも

に、日常業務に支障のない範囲で、協力事項について取り組むものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から2019年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも、相手方に対して、本協定を終了する旨の申出がない場合は、同一の条件にて1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第8条 甲と乙は、協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の承諾なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。なお、情報の開示又は提供等に当たっては、法令及び条例の定めるところによるものとする。

2 甲と乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(情報等連絡体制)

第9条 甲及び乙は、第2条の協力事項の情報等連絡体制について、その方策について協議するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとし、従前の「災害時における六戸郵便局、六戸町間の協力に関する覚書」は廃止する。

2019年1月30日

記名押印〔略〕

別記1

災害発生時の協力に関する事項

六戸町（以下「甲」という。）と六戸郵便局及び三沢郵便局（以下「乙」という。）は、町内に発生した災害時において、次のとおり甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

第1条 この事項において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害時に甲が使用する車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況及び甲、乙が把握した被災状況等の相互による情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
(避難者情報確認シート、避難先届又は転居届の配布・回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等に参加し連携を図る。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連携)

第8条 甲及び乙は、この事項の内容を円滑に遂行するため、随時、それぞれの責任者の連絡先等を相互に提供することにより、災害時の連絡体制を確立させ、相互の連携を深めるものとする。

別記2～6 [略]

6 消防関係

6-1 消防施設の現況

消防車両配置状況

(平成30年4月1日現在)

所 属	区 分 (台)	水 槽 付 ポ ンプ 車	は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	救 急 車	高 規 格 救 急 車	指 揮 車	指 令 車	資 材 搬 送 車	人 員 搬 送 車	査 察 指 導 車	査 察 広 報 車	火 災 原 因 調 査 車	小 型 消 防 救 助 艇	そ の 他	合 計
消 防 本 部												1				2	3
十 和 田 消 防 署		2	1	1	1	1	2	1		1	1		2			4	17
十 和 田 湖 消 防 署		2					1	1					1				5
湖 畔 出 張 所		1					1								1	1	4
六 戸 消 防 署		2					1	1					1				5
合 計		7	1	1	1	1	5	3		1	1	1	4		1	7	34

6-2 消防自動車短期整備計画

1 十和田地域広域事務組合

(経過年数：平成30年4月1日現在)

種 別	更 新 年 度									備 考
	車 名	経過年数	30	31	32	33	34	35		
十和田消防署	水槽付消防ポンプ自動車	1号車	5							
		4号車	24							
	化学消防ポンプ自動車	2号車	8							
	小型動力ポンプ付水槽車	3号車	17					1		更新
	はしご付消防ポンプ自動車	はしご車	25			1				更新
	救助工作車	工作車	12							
	高規格救急自動車	十和田救急1	7							
十和田救急2		13		1					更新	
消防署 十和田湖	水槽付消防ポンプ自動車	1号車	2							
	高規格救急自動車	十和田湖救急1	6							
出張所 湖畔	水槽付消防ポンプ自動車	1号車	25		1				更新	
	高規格救急車	湖畔救急1	3							
消防署 六戸	水槽付消防ポンプ自動車	1号車	23	1						
	高規格救急自動車	六戸救急1	5							

2 六戸町消防団

分 団 名	種 別	整 備 年 度						備 考
		30年	31年	32年	33年	34年	計	
本部 (分団)	ポンプ車							
	小型動力							
第1分団	ポンプ車							
	小型動力							
第2分団	ポンプ車							
	小型動力			1			1	
第3分団	ポンプ車							
	小型動力		1		1		2	
第4分団	ポンプ車							
	小型動力							
第5分団	ポンプ車							
	小型動力							
第6分団	ポンプ車							
	小型動力							
第7分団	ポンプ車							
	小型動力	1					1	
第8分団	ポンプ車							
	小型動力							
第9分団	ポンプ車							
	小型動力							

6-3 救急救助用資機材配置状況

(消防本部 平成30年4月1日現在)

区分	一般用救助器具						重量物排除用器具						切断用器具						破壊用器具									
	かき付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救助用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッター	マンホール救助器具	救助用支柱器具	チェーンブロック	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソ	鉄線カッタ	空気圧切断機	大型油圧切断機	空気切断機	万能斧	ハンマ	削岩機	ハンマドリル	携帯用コンクリート破壊器具
十和田消防署	6	4	1	1	3	4	3	2	1	4	2	2	1	1	1		3	2	5	5	2	2	2	5	3	2	2	1
十和田湖消防署	2	2				1			2	2					2	2		2	1				2	2				
湖畔出張所	1	1					1	1		1	1					1		1	1	1	1		3	1				
六戸消防署	2	2				1			1	1					1	2		2	2				2					1
計	11	9	1	1	3	6	4	3	4	8	3	3	1	1	1	3	8	2	10	9	3	3	2	12	6	2	2	2

区分	検知・測定用器具				呼吸保護用器具						隊員保護用器具										水難救助用器具							
	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	生物剤検知機	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送風機	空気が排風機	防塵マスク	エアラインマスク	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣服	耐熱防護服	放射線防護服	防塵メガネ	携帯警報機	防毒マスク	化学防護服(陽圧外)	陽圧式化学防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮環
十和田消防署	5	5	5	33		27	5	5	2	52	19		19	7	7	7	12	2		9	9	5	27		8	25		3
十和田湖消防署	2	2	2			8				28	5		6							5	4	5	16			8		3
湖畔出張所	1	1	1			4				21	3		5			2				5		5	13			12		5
六戸消防署	1	1	1			8				28	5		5							4			13			11		4
計	9	9	9	33	0	47	5	5	2	129	32	0	35	7	7	9	12	2	0	23	13	15	69	0	8	56	0	15

4 6-3 救急救助用資機材配置状況

区分	水難救助用器具							除染用器具		山岳救助用器具		高度救助用器具							その他の救助用器具									
	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	水中無線機	水中テレビカメラ	水中テレビカメラ	除染剤	除染剤散布器	登山器具	バスケット型担架	画像探知器	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置	地震警報機	投光器	携帯拡声機	携帯無線機	救急処置用セット	緩降機	ロープ登降機	携帯投光器	車両移動器具	発電機
十和田消防署	5	1	2			8				2	2	1	2	1				1	8	9	47	1	1	1	32	1	5	
十和田湖消防署										1			1						4	4	16	1			7		1	
湖畔出張所						1							1						1	2	8				8		1	
六戸消防署										1			1						2	3	16	1			8		3	
計	5	1	2	0	0	8	1	0	0	0	4	2	1	5	1	0	0	0	1	15	18	87	3	1	1	55	1	10

6-4 消防水利

(平成30年4月1日現在)

	消火栓基数			貯水槽基数					備 考
	単口	双口	計	12	20	40	60	計	
町 内 一 区	24		24			5	1	6	
町 内 二 区	16		16		3	3		6	
町 内 三 区	26		26		1	2		3	
小 松 ヶ 丘 一 区	23	9	32			4		4	
小 松 ヶ 丘 二 区	21	8	29			4		4	
た て の 台 団 地	18		18			1		1	
大 曲	15		15		1	3		4	
金 矢	29		29		2	4		6	
岡 沼	8		8		1	3		4	
沖 山 ・ 大 原	3		3			3		3	
沖 山 平	3		3			1		1	
古 里	7		7		1	2		3	
七 百 ・ 堀 切	15		15		5	8		13	
根 古 橋 ・ 高 森	6		6	1	1	4		6	
通 目 木 ・ 坪 毛 沢	7		7	1	1	1		3	
折 茂	11		11	1	4	3		8	
折 茂 新 田 ・ 川 原 新 田	8		8		1	3		4	
上 吉 田	10		10		2	1		3	
下 吉 田 ・ 長 谷	7		7			1		1	
鶴 喰 ・ 柳 町 ・ 小 平	9		9		2	6		8	
赤 田	3		3		1	1		2	
赤 石 ・ 米 沢	2		2		1	5		6	
中 堤 ・ 入 口						5		5	
合 計	271	17	288	3	27	73	1	104	

7 水防関係

7-1 水防倉庫の資機材備蓄状況

(平成30年4月1日現在)

1 備蓄場所

六戸町大字犬落瀬字前谷地

2 資機材の備蓄状況

	資 機 材 名	備 蓄 基 準 数 量	備 考
機 材	スコップ かけや のこぎり おの 唐鋏 かま ペンチ 照明具	10丁 3丁 3丁 3丁 3丁 5丁 3丁 10個	
資 材	ビニールシート 土のう袋 吸水土のう袋 (10kg) 吸水土のう袋 (23kg) 縄 鉄線 その他	50枚 1,000袋 200枚 100枚 20丸 20kg	

8 通信・放送関係

8-1 町防災行政無線

1 発信局

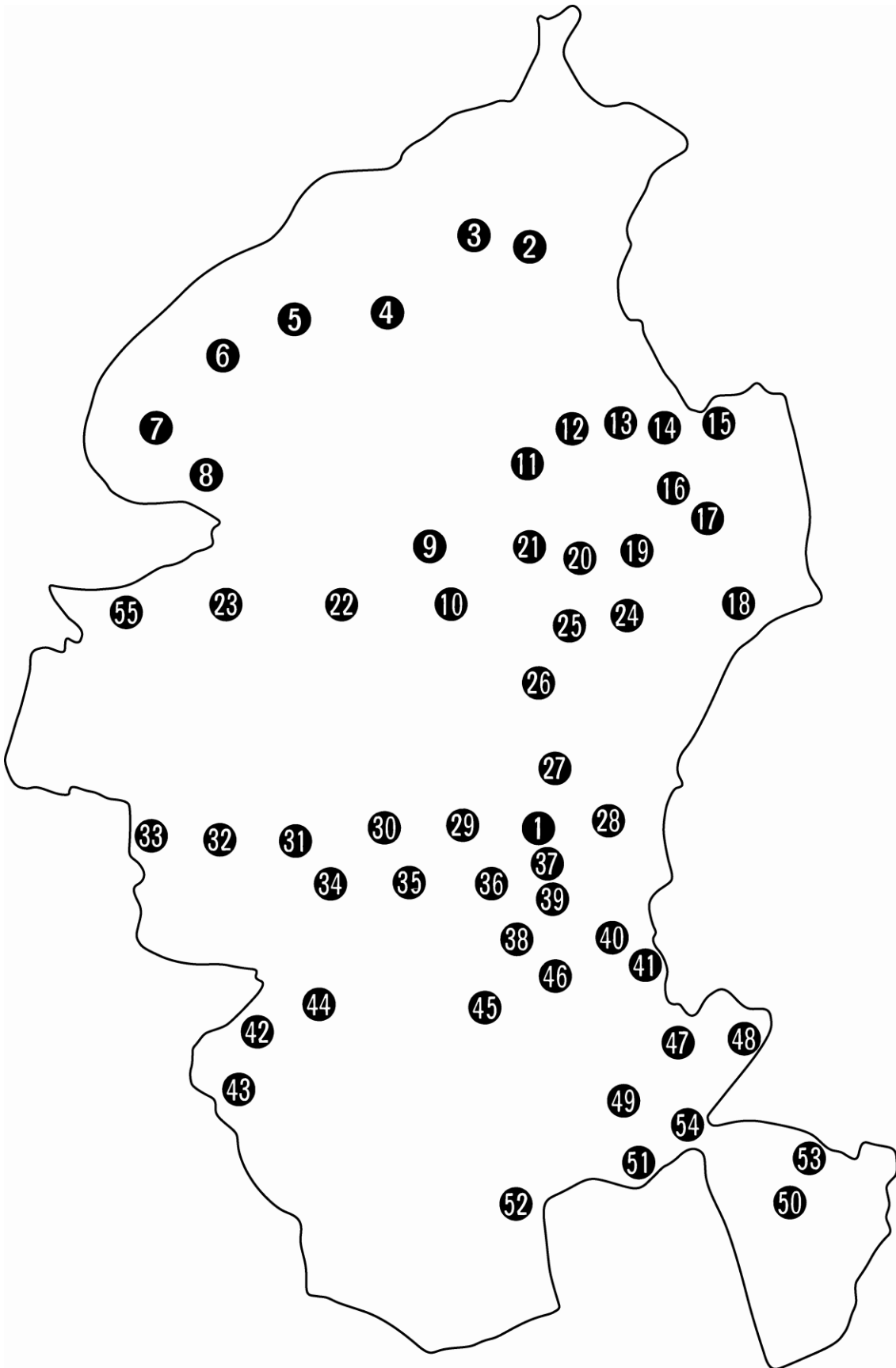
番号	局名	住所	備考
1	親局	六戸町大字犬落瀬字前谷地60	役場内無線室
2	補助局	六戸町大字犬落瀬下久保174-472	六戸消防署内

2 拡声子局

番号	局名	住所	時差放送区分	備考
1	六戸町役場	六戸町大字犬落瀬字前谷地60	A	
2	金矢公民館	六戸町大字犬落瀬字中屋敷2-3	A	
3	金矢中央	六戸町大字犬落瀬字金沢66-1	B	
4	昭陽小	六戸町大字犬落瀬字四木77-97	A	
5	岡沼	六戸町大字犬落瀬字四木35-1	B	
6	大原	六戸町大字折茂字沖山701-1	A	
7	沖山	六戸町大字折茂字沖山878	B	
8	沖山平	六戸町大字折茂字沖山277-1	A	
9	七百公民館	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-26	A	
10	七百	六戸町大字犬落瀬字七百31-1	B	
11	高森一	六戸町大字犬落瀬字根古橋253-1	B	
12	高森二	六戸町大字犬落瀬字柳沢136-3	B	
13	小松一丁目	六戸町小松ヶ丘一丁目77-394	A	
14	小松三丁目	六戸町小松ヶ丘三丁目77-1466	B	
15	堀切沢	六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-107	A	
16	柳沢	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-330	A	
17	大曲公民館	六戸町大字犬落瀬字堀切沢60-658	B	
18	大曲	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢884	A	
19	大曲小	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-257	A	
20	通目木北	六戸町大字犬落瀬字通目木104-81	B	
21	根古橋	六戸町大字犬落瀬字根古橋58-147	A	
22	堀切	六戸町大字折茂字今熊67-3	A	
23	古里	六戸町大字折茂字今熊248-267	B	
24	坪毛沢	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢474-1	B	

25	通目木南	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢74-31	A	
26	たての台	六戸町大字犬落瀬字下久保1-319	B	
27	六戸高校	六戸町大字犬落瀬字下久保174-789	B	
28	柴山	六戸町大字犬落瀬字柴山4-10	B	
29	高館公民館	六戸町大字犬落瀬字高館41-2	B	
30	高館	六戸町大字犬落瀬字高館17	A	
31	折茂新田	六戸町大字折茂字下田表105	A	
32	折茂	六戸町大字折茂字大道13	B	
33	折茂今熊	六戸町大字折茂字今熊233-7	A	
34	川原新田	六戸町大字折茂字鳥喰谷地174-2	B	
35	高屋敷	六戸町大字犬落瀬字長漕16-2	A	
36	上町	六戸町大字犬落瀬字千刈田21-33	B	
37	町立病院	六戸町大字犬落瀬字後田42-1	B	
38	南町	六戸町大字犬落瀬字船場川原5-14	A	
39	六戸中央	六戸町大字犬落瀬字押込29-4	A	
40	高見	六戸町大字犬落瀬字高見65-14	A	
41	林	六戸町大字犬落瀬字林120-2	B	
42	柳町	六戸町大字柳町字下川原31-1	B	
43	小平	六戸町大字小平字小平15	A	
44	鶴喰	六戸町大字鶴喰字明堂18-4	A	
45	上吉田	六戸町大字上吉田字前田1	A	
46	上吉田公民	六戸町大字上吉田字前田114-2	B	
47	下吉田	六戸町大字下吉田字下吉田34	A	
48	赤田	六戸町下吉田赤田84	B	
49	長谷	六戸町大字上吉田字長谷79-2	B	
50	米沢	六戸町大字下吉田字米沢33	B	
51	中堤	六戸町大字上吉田字長谷95-124	A	
52	入口	六戸町大字上吉田字入口67-622	B	
53	赤石	六戸町大字下吉田字下吉田131	A	
54	長谷小	六戸町大字上吉田字長谷111-1	A	
55	古里西	六戸町折茂今熊247-488	A	

3 拡声子局設置位置



8-2 十和田地域広域事務組合消防救急無線

1 基地局

平成30年4月1日現在

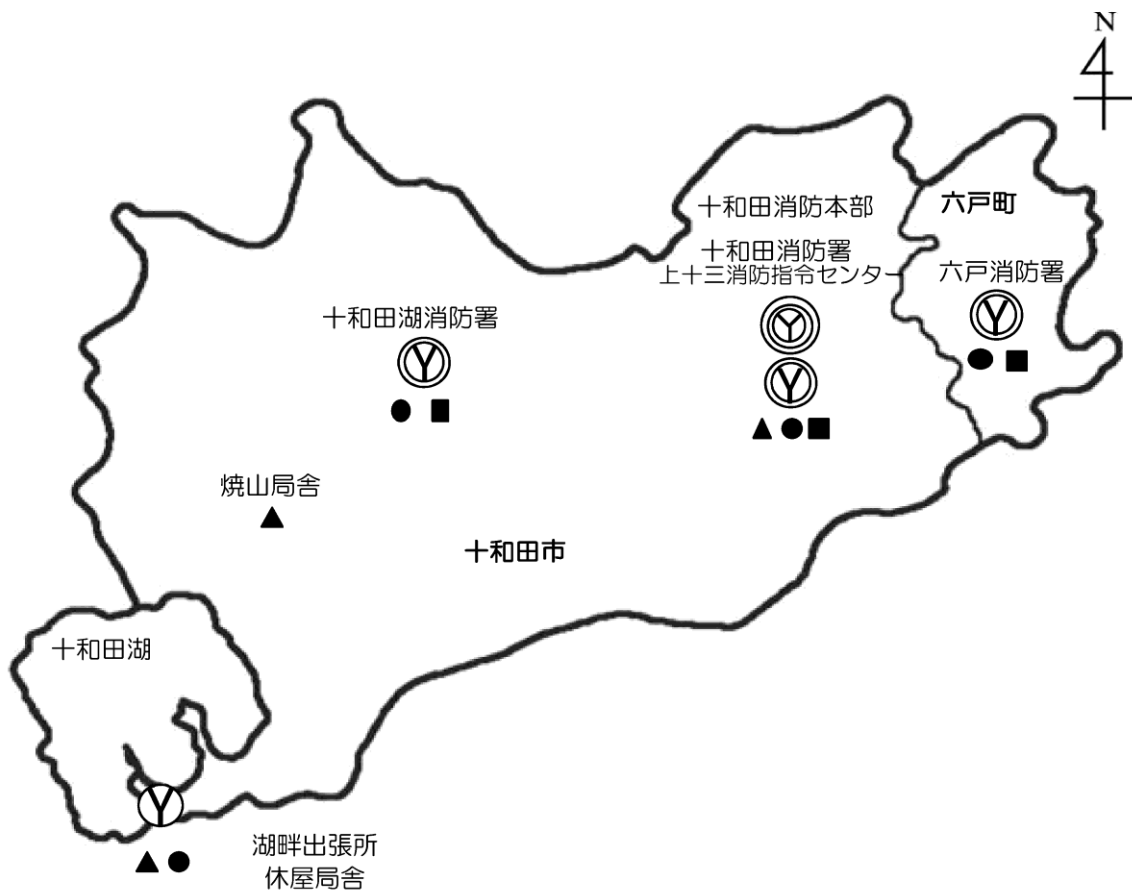
名称	波数	電波の通称	電力
とわだしょうぼう	7	活動波 1	10W
		活動波 2	
		活動波 3	
		主運用波	
		統制波 1	
		統制波 2	
		統制波 3	
とわだやけやま	7	活動波 1	10W
		活動波 2	
		活動波 3	
		主運用波	
		統制波 1	
		統制波 2	
		統制波 3	
とわだこはん	6	活動波 1	5W
		活動波 3	
		主運用波	
		統制波 1	
		統制波 2	
		統制波 3	

2 遠隔制御装置・移動局無線装置・署活系無線

種別 署所	遠隔制御装置	移動局無線装置			署活系 無線
		卓上型無線装置	車載型無線局	携帯型無線局	
十和田消防本部	1	1	4	4	4
十和田消防署	1	0	15	11	28
十和田湖消防署	1	1	5	5	11
湖畔出張所	1	0	3	5	5
六戸消防署	1	1	5	3	11
合計	5	3	32	28	59

3 無線局系統図・置局図

平成30年4月1日現在



凡 例			
	消防本部		基地局
	消防署		遠隔制御装置
	出張所		卓上型無線装置

署所名	呼出名称
上十三消防指令センター	かみとおさんしょうぼうしれいせんたー
十和田消防本部	とわだしょうぼう2
十和田消防署	とわだしょうぼう1
十和田湖消防署	とわだこしょうぼう
湖畔出張所	こはんしょうぼう
六戸消防署	ろくのへしょうぼう

9 避難受入関係

9-1 指定避難所

1 学校

学校名	所在地	講堂面積(m ²)	受入人員(人)	施設の構造	受入地区	地区人口(人)	給水・炊飯施設
六戸小学校	六戸町大字犬落瀬字明土63	919	460	鉄筋コンクリート	南町(一)(二)・上町	844	有
開知小学校	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-159	778	389	鉄筋コンクリート	沖山・沖山平・大原・古里・古里団地・七百	1,045	有
大曲小学校	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-86	894	447	鉄筋コンクリート	大曲・坪毛沢・高森(一)(二)・桜ヶ丘住宅	526	有
六戸中学校	六戸町大字犬落瀬字柴山2-90	830	415	鉄筋コンクリート	舘野	552	有
七百中学校	六戸町大字犬落瀬字権現沢54-41	719	360	鉄筋コンクリート	ひばりヶ丘住宅・根古橋	145	有
六戸高等学校	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25-163	1,642	821	鉄筋コンクリート	たての台団地・通目木・づめき団地	700	有

※受入人員については、2 m²当たり1人とする。

2 公民館、体育館等

施設名	所在地	利用可能面積(m ²)	受入人員(人)	施設の構造	受入地区	地区人口(人)	給水・炊飯施設
旧長谷小学校	六戸町大字下吉田字下沼田111-1	218	109	木造	入口・中堤・長谷・下吉田・赤田・米沢・赤石	531	有
旧柳町小学校	六戸町大字柳町字百役31-1	402	201	木造	小平・柳町・鶴喰	496	有
六戸児童館	六戸町大字犬落瀬字明土60-2	200	100	鉄筋コンクリート	中町・押込	325	有
七百児童館	六戸町大字折茂字上折茂67-45	204	102	鉄筋コンクリート	堀切	166	有
折茂公民館	六戸町大字折茂字畑刈下36-1	405	203	木造	折茂・折茂新田・川原新田	938	有
岡沼地区構造改善センター	六戸町大字犬落瀬字四木35-1	118	59	木造	岡沼・金矢	627	有
六戸町総合体育館	六戸町大字犬落瀬字前谷地12	1,958	979	鉄筋コンクリート	下町・林・高見・柴山・高館・高屋敷	1,140	無
六戸町就業改善センター	六戸町大字犬落瀬字前谷地61	326	163	鉄筋コンクリート			有
六戸町老人福祉センター	六戸町大字犬落瀬字柴山3-9	181	91	鉄筋コンクリート			有
小松ヶ丘地域交流館	六戸町小松ヶ丘5丁目77-686	572	286	鉄骨造	小松ヶ丘・晴ヶ丘	2,529	有
大曲小学校学童保育所	六戸町小松ヶ丘5丁目77-686	236	118	木造	小松ヶ丘・晴ヶ丘	2,529	有
上吉田公民館	六戸町大字上吉田字前田114-2	199	100	木造	上吉田	358	有

※受入人員については、2㎡当たり1人とする。

3 屋外避難所

名 称	所 在 地	面積(m ²)	備 考
六戸小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字明土63	11,482	
旧折茂小学校グラウンド	六戸町大字折茂字前田136-3	7,928	
開知小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-159	8,346	
旧長谷小学校グラウンド	六戸町大字下吉田字下沼田111-1	9,374	
旧柳町小学校グラウンド	六戸町大字柳町字百役31-1	7,129	
ふれあい昭陽館グラウンド	六戸町大字犬落瀬字四木77-97	12,411	
大曲小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-86	9,306	
六戸中学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字柴山2-90	31,953	
七百中学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字権現沢54-41	11,315	
六戸高等学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25-163	45,400	
町 営 野 球 場	六戸町大字犬落瀬字前谷地61	11,009	
六戸町総合運動公園	六戸町大字犬落瀬字下久保174-1	52,200	県指定ヘリポート

※災害の状況により、上記の避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講ずる。

町区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するか、場合によっては隣接市町に要請し、避難所の提供を求める。

4 福祉避難所

No.	法人名 (所在地)	施設名 (施設所在地)	要援護者 受入可能数 (人)	受入対象者									備考	
				高齢者				障がい者						
				認知 症 診 断 者	要 支 援 1 以 上	要 支 援 2 以 上	要 介 護 1 以 上	肢 体	視 覚	聴 覚	内 部	知 的		精 神
1	社会福祉法人 楽晴会 (三沢市大町二丁目6-27)	養護老人ホーム 晴ヶ丘老人ホーム (六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54)	10											
		はるが丘デイサービスセンター (六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54)	5		○									
		グループホーム はるが丘 (六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-54)	6	○		○								
2	社会福祉法人 メープル (六戸町大字上吉田字長谷85-11)	特別養護老人ホーム メープル (六戸町大字上吉田字長谷85-11)	100				○							
		デイサービスセンター メープル (六戸町大字上吉田字長谷85-11)	40		○									
		グループホーム メープル (六戸町大字上吉田字長谷85-26)	10	○		○								
3	社会福祉法人 もみじ会 (六戸町大字犬落瀬字権現沢54-767)	デイサービスセンター にこにこプラザ六戸 (六戸町大字犬落瀬字権現沢54-767)	5		○									
4	社会福祉法人 快適福祉協会 (六戸町大字犬落瀬字前谷地98)	エスノス六戸福祉センター デイサービスセンター (六戸町大字犬落瀬字前谷地98)	9		○									
5	有限会社 楓プロジェクト (六戸町大字犬落瀬字堀切沢60-1055)	グループホーム かえでの森 (六戸町大字犬落瀬字柴山55-129)	24	○		○								
		住宅型有料老人ホーム かえでの森 (六戸町大字犬落瀬字柴山55-425)	8				○							
6	社会福祉法人 希望 (三沢市中央町4丁目6-13)	デイサービスセンター ほのぼの (六戸町小松ヶ丘4丁目77-787)	25		○									
		住宅型有料老人ホーム 二の郷 (六戸町小松ヶ丘4丁目77-885)	29				○							
7	有限会社 コマイ (三沢市大字三沢字堀口164-121)	せせらぎの里 きざくら (六戸町小松ヶ丘3丁目77-913)	6								○	○		
合計	7法人	13施設	277	3	5	3	3	0	0	0	0	1	1	0

9-2 避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル

(平成29年 8月改定)

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）をいう。以下同じ。）の判断基準や伝達方法等を定めることにより、六戸町で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において迅速かつ確かな避難勧告等の発令・伝達を行い、もって災害から住民の生命等を守ることを目的とする。

なお、本マニュアルは現時点での知見に基づき取りまとめたものであることから、今後の災害に関する情報体制の整備状況や避難行動等の検証によって適時見直すものとする。

2 対象とする災害

本マニュアルは、自然災害のうち外水氾濫及び内水氾濫（外水氾濫と内水氾濫を合わせて以下「洪水等」という。）、「土砂災害」（山地災害）の2種類を対象とする。

災害の種類	災害の特性
洪水等	①大雨や雪解けによって、河川や池・沼等の水量が増え堤防から漏水、越水、溢水、決壊による外水氾濫 ②街中の排水が間に合わず、地下水路や側溝から溢れたり、河川の増水によって排水が阻まれ支流に逆流し、河川から溢れ出してしまう内水氾濫
土砂災害	大雨等によって、急傾斜地等の崩壊、土石流が発生

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ①指定緊急避難場所への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- ④建物内の安全な場所への待避

4 避難行動の呼称

避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、本マニュアルで使用する避難行動の呼称を次のように定める。

	避難行動の呼称	定義
避難行動	立退き避難	①指定緊急避難場所への移動 ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等） ③近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
	屋内安全確保	④その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

5 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方

(1) 避難勧告等の判断基準の設定

町は、対象とする災害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して避難勧告等を発令し、対象地域において、立退き避難が必要な住民等と屋内での待避等の安全確保措置が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうことを示す。

なお、避難勧告等は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での待避等の安全確保措置の区域を示して発令するのではなく、災害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。

(2) 避難勧告等の発令時期の配慮

住民が避難するためには、避難勧告等を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難先へ移動する時間が必要であるため、避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難の勧告・指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

6 避難勧告等発令時に住民へ求める行動

区 分	住民へ求める行動
避難準備 ・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1へ避難し、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと自ら判断する場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1へ避難し、「近隣の安全な場所」への避難すら危険だと自ら判断する場合には、命が助かる可能性が少しでも高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

7 避難勧告等の判断に関する関係機関の助言

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なるため、避難勧告等の判断基準の見直し及び避難勧告等の発令の際は、これらの機関の協力を積極的に求めるものとする。

機関名 【連絡先】	助言を求めることができる事項
青森県危機管理局防災危機管理課 【017-734-9088、9181（直通）】	災害全般に関すること
青森県県土整備部河川砂防課 【017-734-9662（直通）】	洪水等、河川（奥入瀬川）及び土砂災害に関すること
青森県農林水産部林政課 【017-734-9524（直通）】	山地災害に関すること
上北地域県民局地域整備部 【0176-23-4311（直通）】	洪水等、河川（奥入瀬川）及び土砂災害に関すること
上北地域県民局地域農林水産部 【0176-24-3379（直通）】	山地災害に関すること
国土交通省東北地方整備局 高瀬川河川事務所調査課 【0178-28-8944（直通）】	河川（高瀬川）及び洪水等に関すること
青森地方气象台 【017-741-7411】 【017-・・・（市町村専用電話）】	気象・地震等に関すること

8 避難勧告等の判断に関するホットラインの活用

避難勧告等発令の判断をすることとなる町長を支援するための情報提供として、専門的知見を有する河川管理者や青森地方气象台から、河川や気象の状況、今後の見通しなどを、町長に電話等で直接伝える取組（ホットライン）の充実が図られているため、この情報提供を避難勧告等発令の判断に活用する。

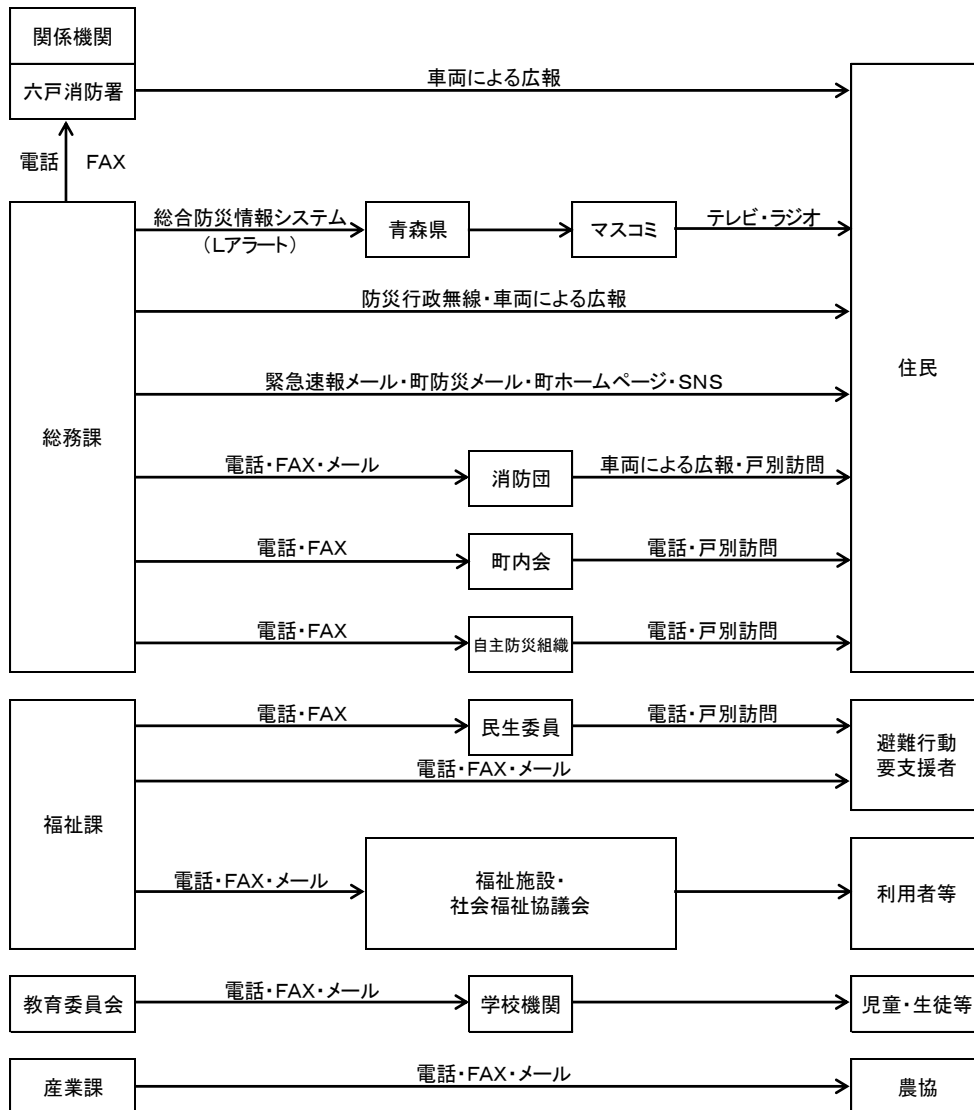
9 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の種類や規模、伝達すべき範囲、時間帯等を考慮し、防災行政無線の使用や車両による広報、町ホームページへの掲載、報道各社への放送要請などを行うとともに、消防団、町内会、民生委員及び自主防災組織等の協力で行う。

伝達先	伝達方法	担当課
・住民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・車両による広報 ・緊急速報メール ・町防災メール（登録制） ・町ホームページ ・SNS ・消防団（車両による広報、戸別訪問） ・町内会（電話、戸別訪問） ・自主防災組織（電話、戸別訪問） 	総務課

<ul style="list-style-type: none"> 青森県（マスコミ） 消防（団） 町内会 自主防災組織 関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災情報システム（Lアラート） 電話、FAX メール 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、FAX メール 民生委員（電話、戸別訪問） 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 民生委員 福祉施設（保育園含む） 社会福祉協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、FAX メール 	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 学校機関 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、FAX メール 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> 農協 	<ul style="list-style-type: none"> 電話、FAX メール 	産業課

伝達方法イメージ図



10 避難勧告等の伝達文

下記の文例を参考に、事態の状況に応じた伝達内容を確認する。

区 分	伝達文の例
<p>避難準備 ・ 高齢者等避難開始</p>	<p>緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。 こちらは、六戸町（災害対策本部）です。 ①、〇時〇分、〇〇地区に対して避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、〇〇（避難場所）へ避難してください。〇〇地区の方は気象情報に注意し、危険だと思う場合には直ちに避難を開始してください。また、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。 【①の文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨夜からの大雨により、〇時間後には〇〇川の水位が氾濫するおそれのある水位に近づいておりますので ・台風〇号の大雨により、土砂災害の危険性が高まることから
<p>避難勧告</p>	<p>緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。 こちらは、六戸町（災害対策本部）です。 ①、〇時〇分に〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。直ちに〇〇（避難場所）に避難してください。また、できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください。なお、〇〇道は、②、通行できません。避難場所への移動が危険な場合は、近くのできるだけ安全な場所へ避難するか、屋内の高いところに避難してください。 【①の文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨夜からの大雨により、〇時間後には〇〇川の水位が氾濫するおそれのある水位に達します ・台風〇号の大雨により、土砂災害の危険性が高まることから <p>【②の文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水により
<p>避難指示（緊急）</p>	<p>緊急放送、緊急放送、避難指示発令。 こちらは、六戸町（災害対策本部）です。 〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を発令しました。①、大変危険な状況です。まだ避難していない方は、直ちに〇〇（避難場所）へ避難してください。避難場所への移動が危険な場合は、大至急近くのより安全な場所へ避難するか、屋内の高いところに避難してください。なお、〇〇道は、②、通行できません。 【①の文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防が決壊して ・〇〇川の水位が堤防を越えるおそれがあり <p>【②の文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害により

災害種類に応じた避難勧告等の発令基準

1 洪水等

(1) 対象河川

奥入瀬川（水位周知河川）

(2) 避難すべき区域

奥入瀬川共栄橋上流端から睦橋下流端まで

(3) 水位観測所

鶴喰

(4) 鶴喰水位観測所の基準水位

水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
3.6m	3.9m	6.6m	7.1m

(5) 避難勧告等の発令基準

自然現象を対象とするため、この判断基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報及び関係機関からの助言等から総合的に判断し、発令するよう努めるものとする。

区 分	発令基準
避難準備 ・ 高齢者等避難開始	①奥入瀬川の鶴喰水位観測所の水位が、避難判断水位である6.6mに到達した場合 ②奥入瀬川の鶴喰水位観測所の水位が氾濫注意水位3.9mを越えた状態で、次のア～ウのいずれかにより急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 鶴喰水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 イ 奥入瀬川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準に到達する場合 ウ 鶴喰水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	①奥入瀬川の鶴喰水位観測所の水位が、氾濫危険水位である7.1mに到達した場合 ②奥入瀬川の鶴喰水位観測所の水位が避難判断水位6.6mを越えた状態で、次のア～ウのいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ア 鶴喰水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 イ 奥入瀬川の流域雨量指数の予測値が、洪水警報基準を大きく超過する場合 ウ 鶴喰水位観測所上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合

	③異常な漏水・浸食等が発見された場合 ④避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示（緊急）	①決壊や越水・溢水が発生した場合 ②奥入瀬川の鶴喰水位観測所の水位が、堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） ③異常な漏水・浸食の進行や、亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）
解除	水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする

※夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕方時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令すること。

※避難勧告・避難指示（緊急）にあつては、夜間であっても躊躇なく発令すること。

2 土砂災害

(1) 避難勧告等の発令対象地域

当町の土砂災害の発生のおそれのある危険箇所は下記のとおりであり、町域内のあらゆる箇所に点在していることから、町職員や消防職団員等による危険箇所の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、必要に応じて気象台、砂防関係機関等に助言を求め、避難勧告等の対象となる地域を判断する。

○土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」

土砂災害防止法に基づき、居住者等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、県が指定する。六戸町では以下のとおりであり、インターネット上でも閲覧することが可能である。

- ・土砂災害警戒区域 54箇所
- ・土砂災害特別警戒区域 37箇所

○土砂災害危険箇所

土砂災害危険箇所は、県が調査し、県の出先事務所、六戸町にも配布されており、インターネット上でも閲覧することが可能である。

- ・急傾斜地崩壊危険箇所 39箇所
- ・土石流危険渓流 25箇所

○山地災害危険地区

山地災害危険地区は、県が調査し、県の出先事務所、六戸町にも配布されており、インターネット上でも閲覧することが可能である。

- ・山腹崩壊危険地区 4箇所

- ・崩壊土砂流出危険地区 1箇所
- ・小規模山地崩壊危険地区 4箇所（人家なし）

○その他の地域

土砂災害（特別）警戒区域・危険箇所、山地災害危険地区以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。

(2) 避難勧告等の発令を判断するための情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数と解析雨量（60分間積算雨量）を組み合わせた基準を用いて市町村単位で発表される土砂災害警戒情報と、さらに細かい1km四方単位で提供される「土砂災害に関するメッシュ情報」が判断の材料となる。

本マニュアルでは、これらの情報の取り扱いを以下のとおり整理する。

大雨注意報	防災体制の設定、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする
大雨警報（土砂災害）	避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする
土砂災害警戒情報	避難勧告の発令の判断材料とする
記録的短時間大雨情報	避難勧告等の発令の判断材料とする
大雨特別警報（土砂災害）	避難勧告・避難指示（緊急）の対象領域の再検討のトリガーとする
土砂災害に関するメッシュ情報 （青森県土砂災害警戒情報システム等）	避難勧告等の発令の判断材料とする

(3) 避難勧告等の発令基準

区 分	発令基準
避難準備 ・ 高齢者等避難開始	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

<p>避難指示（緊急）</p>	<p>①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③土砂災害が発生した場合（土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示（緊急）の対象区域とすること） ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
<p>解除</p>	<p>避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。また、気象台や青森県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>

※夜間・早朝に避難準備・高齢者等避難開始を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕方時点において避難準備・高齢者等避難開始を発令すること。

※避難勧告・避難指示（緊急）にあつては、夜間であっても躊躇なく発令すること。

参考資料〔略〕

10 食料・生活必需品関係

10-1 二次物資拠点

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設面積 (㎡)	大型車両アクセス (10 t、4 t)
役場車庫	大字犬落瀬字 前谷地60	総務課長	55-4673	573	可能(10 t、4 t)
町民バス車庫	大字犬落瀬字 前谷地61	総務課長	—	475	可能(10 t、4 t)
運動公園車庫	大字犬落瀬字 下久保174	教育課長	70-1035 (事務室)	130	可能(10 t、4 t)
防災倉庫	大字犬落瀬字 前谷地61	総務課長	—	66	可能(10 t、4 t)

10-2 副食、調味料等の調達先

名称	所在地	電話番号	調達可能数量
おいらせ農業協同組合 六戸支店	大字犬落瀬字柴山2-62	55-3101	各調味料 200食分

11 給水関係

11-1 給水資機材の調達先

所有者等 \ 種類	給水タンク 能力水量	携行缶 能力水量	給水車 能力水量	連絡先
八戸圏域 水道企業団	1.0m ³ 40個	100 840個 200 780個	2 m ³ 2台 3.2m ³ 2台	配水課 0178-70-7040

(注) 圏域全体としての数値であり、六戸町のみにかかるものではない。

11-2 飲料水の補給用水源

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
三島（浅井戸）	八戸市白銀一丁目1-2	八戸圏域水道企業団	0178-27-0300 (浄水課)	良好	三島浄水場
蟹沢（湧水）	八戸市妙字犬森35-12	八戸圏域水道企業団	0178-27-0300 (浄水課)	良好	蟹沢浄水場
馬淵川（表流水）	八戸市南白山台一丁目11-1	八戸圏域水道企業団	0178-27-0300 (浄水課)	良好	白山浄水場
新井田川（表流水）	八戸市南白山台一丁目11-1	八戸圏域水道企業団	0178-27-0300 (浄水課)	良好	白山浄水場

12 応急住宅関係

12-1 建築資材の調達先

調 達 先	所 在 地	電話番号
五大製材所	六戸町大字犬落瀬字高屋敷30	55-2804
苔米地製材所	六戸町大字折茂字畑刈下63-6	55-3794
鳥武製材所	六戸町大字犬落瀬字柴山55-300	55-4538
(有)米田製材所	六戸町大字折茂字今熊247-370	23-2181
ファーストプライウッド(株)	六戸町金矢3丁目2-1	58-0377

12-2 応急住宅建設予定地

名 称	所 在 地	面積(m ²)	備 考
六戸小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字明土63	11,482	
旧折茂小学校グラウンド	六戸町大字折茂字前田136-3	7,928	
開知小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-159	8,346	
旧長谷小学校グラウンド	六戸町大字下吉田字下沼田111-1	9,374	
旧柳町小学校グラウンド	六戸町大字柳町字百役31-1	7,129	
ふれあい昭陽館グラウンド	六戸町大字犬落瀬字四木77-97	12,411	
大曲小学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-86	9,306	
六戸中学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字柴山2-90	31,953	
七百中学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字権現沢54-41	11,315	
六戸高等学校グラウンド	六戸町大字犬落瀬字坪毛沢25-163	45,400	
町 営 野 球 場	六戸町大字犬落瀬字前谷地61	11,009	
六戸町総合運動公園	六戸町大字犬落瀬字下久保174-1	52,200	県指定ヘリポート

13 医療救護関係

13-1 救護所設置予定場所

設置予定施設名	所在地	収容能力
六戸町国民健康保険診療所	六戸町大字犬落瀬字後田42-1	19床

13-2 医薬品等の調達先

調達先	所在地	電話番号
オバラ薬局	六戸町大字犬落瀬字明土1-3	55-2003
スノヤ薬局	六戸町大字犬落瀬字若宮4	55-3011
幸保調剤薬局	六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-172	52-3700

13-3 町内の医療機関

名称	所在地	電話番号	医療従事者		病床数
			医師	看護師	
六戸町国民健康保険診療所	六戸町大字犬落瀬字後田42-1	55-3121	2	13	19
沼田医院	六戸町大字犬落瀬字後田17-1	55-3069	1	3	0
福田眼科医院	六戸町大字犬落瀬字堀切沢59-107	53-4158	1	5	9

13-4 感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	所在地	電話番号	医療従事者			病床数
			医師	看護師	(助産師)	
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	0176(23)-5121	39 (3)	278	18	379

()内は非常勤

14 緊急輸送・障害物除去関係

14-1 ヘリポート予定地

発着地点	所在地	面積(m ²)	備考
町営野球場	大字犬落瀬字前谷地61	11,009	
六戸小学校グラウンド	大字犬落瀬字明土63	11,482	
旧折茂小学校グラウンド	大字折茂字前田136-3	7,928	
旧長谷小学校グラウンド	大字下吉田字下沼田111-1	9,374	
ふれあい昭陽館グラウンド	大字犬落瀬字四木77-97	12,411	
大曲小学校グラウンド	大字犬落瀬字柳沢91-86	9,306	
七百中学校グラウンド	大字犬落瀬字権現沢54-41	11,315	
六戸町総合運動公園野球場	大字犬落瀬字下久保174-1		県指定ヘリポート

14-2 車両駐車地区

施設名	所在地	駐車可能台数	電話番号
六戸町総合運動公園	大字犬落瀬字下久保174-1	500	70-1035

14-3 町有車両

(平成30年4月1日現在)

管理課名等	番号	登録番号		車名等	緊急通行車両事前届出		保管場所
					届出	車両の用途	
総務課 (一般公用車)	1	300	ち 9855	プリウス(シルバー)	○	災害対応活動用	役場車庫
	2	300	て 8394	プリウス(ホワイト)	○	災害対応活動用	
	3	300	て 8393	プリウス(パープル)	○	災害対応活動用	
	4	500	の 5723	インサイト	○	災害対応活動用	
	5	500	ぬ 2992	博愛号	○	赤十字救護車	
	6	500	の 8732	交通防犯指導車	○	災害対応活動用	
	7	300	と 8491	リーフ	○	災害対応活動用	
	8	400	す 9112	2tトラック	○	緊急物資輸送等	
	9	500	と 4105	ウイングロード	○	災害対応活動用	
	10	480	き 2920	軽トラック(オレンジ)	○	緊急物資輸送等	
総務課 (特定公用車)	11	333	ひ 6	町長車	○	災害対応活動用	役場車庫
	12	330	る 6000	議長車	○	災害対応活動用	
	13	800	さ 4535	消防団指揮車	○	消防活動用	
	14	200	は 53	総務課中型バス	○	災害時移動困難者輸送	
福祉課	15	580	な 3074	福祉課N-WGN	○	保健師訪問活動用	地域包括 支援センター
	16	580	け 5804	福祉課ジムニー	○	高齢者訪問活動用	
	17	580	せ 4699	福祉課 eKワゴン	○	保健師訪問活動用	
	18	500	ぬ 3048	地域包括支援センターフィット	○	高齢者訪問活動用	
	19	480	う 3664	地域包括支援センター アクテ ィ(社会福祉協議会から)	○	高齢者訪問活動用	
税務課	20	500	に 3554	税務課フィット	○	災害対応活動用	役場車庫
産業課	21	500	ふ 9931	産業課ラッシュ	○	災害対応活動用	
建設下水道課	22	800	さ 6901	建設下水道課ラッシュ	○	道路パトロール	
	23	300	て 6180	エクストレイル	○	災害対応活動用	
	24	800	は 596	除雪車	○	災害対応活動用(除雪)	
	25	800	は 733	散布車	○	災害対応活動用(除雪)	町民バス車庫棟
教育課 (体育館)	26	40	そ 840	運動公園用軽トラック	○	緊急物資輸送等	運動公園
診療所	27	583	え 3121	診療所ワゴンR	○	医療活動用	診療所
消防団	28	800	ら 1	第1分団(水槽付消防ポンプ自 動車)	○	消防活動用	消防団屯所
	29	88	さ 3918	第2分団(消防ポンプ自動車)	○	消防活動用	
	30	88	さ 4314	第3分団折茂新田(小型動力ポ ンプ付積載車)	○	消防活動用	
	31	88	さ 3385	第3分団川原新田(消防ポンプ 自動車)	○	消防活動用	
	32	830	ぬ 4	第4分団(小型動力ポンプ付積 載車)	○	消防活動用	
	33	800	さ 8365	第5分団(小型動力ポンプ付積 載車)	○	消防活動用	
	34	830	す 6	第6分団(水槽付消防ポンプ自 動車)	○	消防活動用	
	35	88	さ 2657	第7分団(消防ポンプ自動車)	○	消防活動用	
	36	800	さ 5987	第8分団(消防ポンプ自動車)	○	消防活動用	
	37	800	さ 4959	第9分団(消防ポンプ自動車)	○	消防活動用	

14-4 緊急時使用可能車両・機械等（業者別）

機械・品名	規 格	台数	佐藤建設工業	野田重機建設	漆館組	吉田建設工業	光建設	ユタカ工業	大同建設	伸栄建設	吉田造園企画	佐々木興業
電話番号			55-3151	55-5198	53-6148	55-3026	55-5566	55-2355	55-5666	55-4926	55-2406	55-2820
バックホー	0.1~0.25m ³	11	1	1	1	1			3	1	1	2
	0.4m ³	3	1		1	1						
	0.7m ³	16		15						1		
	0.9m ³	1		1								
タイヤショベル	0.8m ³	1					1					
	1.0m ³	1							1			
	1.2m ³	7	2	1	2	1				1		
	1.3m ³	2							1			1
	1.5m ³	1		1								
ダンプトラック	2 t	9			1	1	2		2	1	1	1
	4 t	11	1		2	1	2	3	1			1
	10 t	3		2						1		
ユニック	2 t	0										
	4 t	6	1	1		1			1		1	1
運搬車	10 t	3	1	1			1					
トレーラー	20 t	1		1								
グレーダー	3.1 t	4		1	2				1			
	3.7 t	1	1									

15 労務供給関係

15-1 労務者の宿泊施設予定場所

施設名	所在地	施設の構造	収容可能人員
六戸町就業改善センター	六戸町大字犬落瀬字前谷地61	鉄筋コンクリート	163人

16 文教関係

16-1 教育施設の状況

(1) 学校施設

(平成30年4月1日現在)

学校名	所在地・電話・FAX	教室数	教員数 (人)		児童生徒数 (人)	講堂 面積 (㎡)	応急の教育時収容 可能人数 (人)
			男	女			
六戸小学校	六戸町大字犬落瀬字明土63 電話 55-2008 Fax 55-2041	13	5	11	217	919	460
開知小学校	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-159 電話 55-2640 Fax 55-2965	7	4	8	83	778	389
大曲小学校	六戸町大字犬落瀬字柳沢91-86 電話 53-7059 Fax 53-7093	6	4	11	268	894	447
六戸中学校	六戸町大字犬落瀬字柴山2-90 電話 55-2034 Fax 55-2064	6	5	9	108	830	415
七百中学校	六戸町大字犬落瀬字権現沢54-41 電話 55-2641 Fax 55-2698	5	8	6	134	719	360

(2) 学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設の 構造	利用可能 面積(㎡)	収容人 員(人)	電話番号
七百地区公民館	六戸町大字犬落瀬字権現沢14-376	鉄筋コン クリート	153	76	55-4150
旧長谷小学校	六戸町大字下吉田字下沼田111-1	木造	218	109	
旧柳町小学校	六戸町大字柳町字百役31-1	木造	402	201	
六戸町総合体育館	六戸町大字犬落瀬字前谷地12	鉄筋	1,958	979	55-3988
小松ヶ丘地域交流館	六戸町小松ヶ丘5丁目77-686	鉄骨造	572	286	50-1515

16-2 指定文化財一覧

(1) 町指定文化財

区分	名称	所在地	時代	高さ (m)	太さ (m)	指 定 年月日	消火栓	消火器
樹木	久乃助のイチイ	六戸町大字 犬落瀬字岡 沼160-1	500~ 600年	10	4.30	平成4年 11月30日	無	無
	今熊神社の杉	六戸町大字 折茂字今熊 241	推定 350年	30	3.95	平成4年 11月30日	無	無
	鶴喰若宮八幡宮 のカツラ	六戸町大字 鶴喰字日向 山124-3	推定 400年	15	6.95	平成4年 11月30日	無	無
	鶴喰若宮八幡宮 のイチョウ	六戸町大字 鶴喰字日向 山124-3	推定 400年	15	4.55	平成4年 11月30日	無	無
	鶴喰若宮八幡宮 のサワラ	六戸町大字 鶴喰字日向 山124-3	推定 400年	20	3.30	平成4年 11月30日	無	無
踊り	上吉田南部駒舞	六戸町大字 上吉田字前 田114-2	天正19年			昭和55年 2月18日	無	無
	鶴喰鶏舞	六戸町大字 鶴喰字明堂 18-4	元禄8年			昭和55年 2月18日	無	無
	折茂今熊神楽	六戸町大字 折茂字大道 7	宝暦元年			昭和55年 2月18日	無	無
建物	旧苔米地家住宅	六戸町大字 犬落瀬字後 田86-1	江戸時代		5間 11間	平成4年 11月30日	無	有
仏像	学秀作「大日如来像」	六戸町大字 鶴喰字明堂 18-4	宝永七年 (1710年)				無	有
	学秀作「七菩薩像」	六戸町大字 鶴喰字明堂 18-4	宝永七年 (1710年) 頃				無	有